

第六十三回国会
衆議院

内閣委員会議録第三号

昭和四十五年三月十日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 鈴切 康雄君

理事 阿部 文男君

加藤 陽三君

菊池 義郎君

辻 寛一君

葉梨 信行君

山口 敏夫君

佐藤 鶴樹君

横路 孝弘君

渡部 一郎君

出席國務大臣

國務大臣
(總理府總務長官)

山中 貞則君

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長

兼内閣總理大臣官房審議室長

内閣法制局第二部長

總理府人事局長

防衛庁防衛局長

防衛施設庁事務部長

通商産業省通商局長

通商産業省貿易振興局長

委員外の出席者

大蔵省國際金融局長

稻村 光一君

内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

三月六日

辭任

米田 東吾君

補欠選任

木原 実君

三月九日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

同月五日

靖国神社の國家管理反對に關する請願(青柳盛雄君紹介)(第六八七号)

同外一件(赤松勇君紹介)(第六八八号)

同(浦井洋君紹介)(第六八九号)

同外九件(勝間田清一君紹介)(第六九〇号)

同(小林政子君紹介)(第六九一号)

同外二件(佐々木三三君紹介)(第六九二号)

同(田代文久君紹介)(第六九三三三)

同(谷口善太郎君紹介)(第六九四号)

同(津川武一君紹介)(第六九五号)

同(寺前巖君紹介)(第六九六号)

同(土橋一吉君紹介)(第六九七号)

同(林百郎君紹介)(第六九八号)

同(東中光雄君紹介)(第六九九号)

同(不破哲三君紹介)(第七〇〇号)

同(松本善明君紹介)(第七〇一号)

同外二件(八百板正君紹介)(第七〇二二二)

同(山原健二郎君紹介)(第七〇三三三)

同(米原和君紹介)(第七〇四四四)

同(青柳盛雄君紹介)(第七〇五五五)

同(浦井洋君紹介)(第七〇六六六)

同(小林政子君紹介)(第七〇七七七)

同(田代文久君紹介)(第七〇八八八)

同(田代文久君紹介)(第七〇九九九)

同(谷口善太郎君紹介)(第八四二二二)

同(津川武一君紹介)(第八四三三三)

同(寺前巖君紹介)(第八四四四四)

同(土橋一吉君紹介)(第八四五五五)

同(林百郎君紹介)(第八四六六六)

同(東中光雄君紹介)(第八四七七七)

同(不破哲三君紹介)(第八四八八八)

同(松本善明君紹介)(第八四九九九)

同(山原健二郎君紹介)(第八五〇〇〇)

同(米原和君紹介)(第八五一一一)

同(青柳盛雄君紹介)(第八五二二二)

同(浦井洋君紹介)(第八五三三三)

同(小林政子君紹介)(第八五四四四)

同(田代文久君紹介)(第八五五五五)

同(谷口善太郎君紹介)(第八五六六六)

同(津川武一君紹介)(第八五七七七)

同(寺前巖君紹介)(第八五八八八)

同(土橋一吉君紹介)(第八五九九九)

同(林百郎君紹介)(第八六〇〇〇)

同(東中光雄君紹介)(第八六〇一一)

同(不破哲三君紹介)(第八六〇二二)

同(松本善明君紹介)(第八六〇三三)

同(山原健二郎君紹介)(第八六〇四四)

同(米原和君紹介)(第八六〇五五)

同(青柳盛雄君紹介)(第八六〇六六)

同(浦井洋君紹介)(第八六〇七七)

同(小林政子君紹介)(第八六〇八八)

同(田代文久君紹介)(第八六〇九九)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇〇)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇一)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇二)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇三)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇四)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇五)

同(田代文久君紹介)(第八六一〇六)

同外三件(椎名悦三郎君紹介)(第九二二三三)

同(坪川信三君紹介)(第九二三三三)

同(福田繁芳君紹介)(第九二四四四)

同(國防省設置に關する請願(海部俊樹君紹介)(第七〇九号)

同(金九信君紹介)(第七一〇〇号)

同(鍛冶良作君紹介)(第七一〇一三三)

同(佐々木秀世君紹介)(第七一〇四四四)

同外三件(椎名悦三郎君紹介)(第九二五五五)

同(砂原格君紹介)(第九一六六六)

同(坪川信三君紹介)(第九一七七七)

同(福田繁芳君紹介)(第九一八八八)

同(模原市の米陸軍医療センター移転に關する請願(小金義照君紹介)(第七二二二二)

同(豊岡市の寒冷地手当引上げ等に關する請願外七件(小島徹三君紹介)(第七二五五五)

同(兵庫縣一宮町の寒冷地手当引上げ等に關する請願外六件(河本敏夫君紹介)(第七二六六六)

同外二件(三木喜夫君紹介)(第七二七七七)

同(兵庫縣大河内町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(河本敏夫君紹介)(第七二八八八)

同(三木喜夫君紹介)(第七二九九九)

同(兵庫縣温泉町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(小島徹三君紹介)(第七三〇〇〇)

同(兵庫縣香住町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(小島徹三君紹介)(第七三〇一一)

同(兵庫縣神崎町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(河本敏夫君紹介)(第七三〇二二)

同(三木喜夫君紹介)(第七三〇三三)

同(兵庫縣篠山町の寒冷地手当引上げ等に關する請願外二件(小島徹三君紹介)(第七三〇四四)

同(兵庫縣城東町の寒冷地手当引上げ等に關する請願外一件(小島徹三君紹介)(第七三〇五五)

同(兵庫縣多紀町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(小島徹三君紹介)(第七三〇六六)

の提案の基礎になったのは、輸出会議総合部会審議報告書というふうなものがござりますが、輸出振興に関する主要事項、四十四年六月十八日、あるいはまた四十四年六月十八日、四十四年度最高輸出会議における議長あいさつの抜粋がここにありまして、それから四十四年度最高輸出会議における安西総合部会長報告抜粋というのがこの報告書の中にありますが、この中に輸出会議というものをつくることと述べられている。どれを見て、このたびの提案を見て、言っていることの趣旨というのは自由経済、自由貿易という形を国際的に主張してきた、日本というのは。そこで、今日それが保護主義への動きが相当活発に方々の国々がとるようになってきた、保護貿易。となると日本の輸出は伸びなくなる、だから、この保護主義の動きを排除していくことが必要である。これが一つのポイントになっておるのですね。だから、片貿易ではいけない、買うものは買わなければいけない、こういうふうに変えていくというので輸入を入れる、したがって、貿易会議という、こういう論法なんですね。

そこで、一番大事なことは、一体自由貿易が行なわれてきたのになぜ極端な保護主義への方向が最近出始めてきているか。たとえば、繊維規制問題一つとらえてみても、なぜというものが抜けているわけですか。なぜ一体保護主義へ変わってこうしているか、あるいは現実規制の問題が出てきているかということは、何もとらえられない。そうすると、片貿易ではぐあいが悪いから、買うものは買わなければならぬ。しかし、それはあくまでも輸出の伸長だけに中心がある、こういうことになる。なおかつ輸出を伸ばそう、あるいは長期にそういう観点のみとらえて輸入を考へる、だから貿易会議、こういうことになる、これはこの間、だからこそピアソンの報告書を私申し上げたのですけれども、つまり貿易の基調になる輸出という問題が抜けている。そこにもう私は、一つ間違えとこれはとんでもないことになるんじゃないかという心配をするので

すよ。そういう意味で素朴に出されたんじゃないや困る、その根っこになるものがないということじゃ困るじゃないかということをお前が言っている。この間もそう言ったんですがね。皆さんそのところをびんとお受け取りにならぬで、私が納得し得る御回答がこの間なかったもので、本来ならきょうやめてもいいんですけれども、その点だけはつきりしておかぬと、将来の日本の貿易に、あるいはそれが単なる貿易だけでなく、資本輸出を含む、不安定地域への資本輸出ですから、その意味のナショナルイズムのものが財界にもあるわけですから、そこらのも心配になるので承りたいと思っているのですが……

○原田政府委員　まことに御指摘のとおり私どもも考えております。輸出会議に加えて貿易の中での輸入を考へることにお願いしたいと申しておりますのは、輸入をしなければ輸出がふえないというそれだけの簡単な理由だということではございませんで、発展途上国への片貿易という問題は、それ自体南北問題というのを踏まえた非常に大きな意味がございます。先ほどの資源確保の問題も、輸入それ自体がわが国の経済を大型かつある程度以上の成長率で発展させるために欠くべからざる重要性を持っておる問題でございます。特にいま先生の御指摘のございました保護主義を防ぎながら世界の環境を輸出と輸入が伸びやすい形に持っていくということは、貿易立国をたてまえにしております日本にとりましては最も肝心なことであるという考えでございます。最近、たとえば米国の他でも、自由貿易という表題から、より自由な貿易という表題に変わってきておるような傾向もございます。本来ならばより自由なほうが自由よりは自由でなければならぬわけでありまして、いささか自由貿易が保護主義に後退しようとするのではないかとと思われるようなきざしもございますので、私どもはこういう動きに抵抗いたしまして、日本の輸出と輸入の発展、それから世界の中における自由な商品その他の流れを確保いたしますために、これから先生御

指摘のような気持ちで貿易会議を輸出と輸入の両面にわたって力強く運営するように心がけてまいりたいと存じます。

○大出委員　時間ありませんから私のほうから言いますが、この輸出会議総合部会審議報告書を見ますと、目次というのがあります、まず一つは対外経済交渉、二つ目は経済協力、三つ目は税制上の措置、四つ目は為替、金融上の措置、五つ、海外市場の開拓、輸出販売体制、六つ目が輸出保険、七が貿易外、こうなっておりますね。つまり、だから総合部会なんです。この総合部会が総合的に検討した結果として貿易会議というものがその中の一つとして出てきておる。この間私は、資本輸出の問題、あるいは政府ベースによる経済協力の問題、あるいはまた単なる貿易の自由化から資本取引自由化に入っておるのですから、その問題などを取り上げたなら、それは実は関係がないという御答弁があった。私は笑いがあつた。そうじゃないんじやないか、全部がからむんじやないかと言つたら、からむようならまぬようなお話があつた。しかしこの報告書を読む限りは——いま答弁された方がお見えになつたけれど、全体を総合的にながめて結論がここに出たというところなんですね。そうしますと、それにはそれなりの理由がある。その結論が単なる保護主義の排除というところがポイントになって貿易会議が出てきたのは困ると私は思つておるのですよ。

そこで理由を申し上げますが、アメリカの例をとりますと、どんどんどんどん経済協力を促進するあるいは資本輸出を促進するということ、輸出した資本、協力した資本が大きくなつていきまふと、それに比例してアメリカに対するアジア各国の反発が強くなる、当然あり得るわけですよ。アメリカ自身、私も何べんか歩きました、これだけアジアに援助してやつてやるのに、このことばがすぐ出てくる。ところがアジア各国の中ではたいへんなアメリカ資本に対する反発が強い。日本がこれから先アメリカ流にどんどん資本

輸出をやつていくというふうに書いてあるのですから、そうすると、アメリカどころではないたいへんな反発が起つてくることは必然だと私は思う、いまの姿勢ならば。この姿勢を根本的に変えなければ、つまりなぜ繊維規制問題なり、あるいは保護主義への転向なりということが各所で起るかということ、なぜそうなのかわからない、と、そのなぜというところが解明されたいといへんことになるのじゃないかという気がするわけでありまして。

そこで例をあげますと、この醜い日本人から喜ばれる日本人にならなければいかぬということになるのだけれども、近年二年ばかり、いまお話しのように日本の輸出がどんどん伸びている。特に東南アジア開発途上国、あるいは韓国なり台湾なり、パースセンティージも全部ここにありますが、これをながめてみると、六五年、六六年、ここなんです、伸び始めている一番大きなところは、日本の企業が急激な進出を見せているというの、たとえばパンコクなんかの例をとりまして、ある人は、これはパンコク日本県だ、日本のパンコク県みたいなものだといふほどまでに伸びているわけですよ。企業進出が非常に激しいわけですね。ところが、六五年、六六年というのはベトナム戦争がアメリカの戦争になつて、ベトナム特需が相当に伸びた時点なんです、この年は、これは何を意味するかというと、ベトナムの周辺国、これはいろいろなる形でベトナム戦争にからみ合つていながら、特にベトナム特需がおのの相当な部分割り当てられている国々、ベトナム特需によって潤つたこれらの国々に日本の企業進出なりあるいは輸出が伸びるというふうになつていっているわけですよ、これは、ここにこまかい資料がありますけれども、そうすると、そういうところから日本はある意味での利益を得ている。外貨が三十六億ドルなんことに最近なつていますからね。そこで問題は、朝鮮特需で日本の資本が立ち直つたということから、最近の好況の反面にいまのベトナム戦争というのが密接にある、こういう

ふうにいかなければならぬわけですよ。これは、この人も経済学者でなければ、こまかく取り上げて、事ここまかに書いておられますが、そういう時期だけにやはりここで考えなければならぬのは、世界銀行の總裁のユージン・ブラックが書いてある文章がここにありますが、ずいぶん皮肉った文章ですよ。これを見るに、世銀の總裁のユージン・ブラックの「東南アジアにおける選択」という書物がある。最近の事です。この中にジャカルタの日本大使館を例にとっているのです。日本の企業と日本の政府との癒着、こういう書き方なんです。タムリンの目抜き通りにりっぱな近代ビル、日本政府は大使館をつくらうとした。ところが一階はできあがったのだけれども、資金が足りず、これは言い方が悪いかわかませんか。けれども、そう書いてある。だいたい行き悩みの状態にあった。ところが日本の商社が資金を出し合つて、みごとにビルを完成して、大使館と商社が仲よく入つて、みごとに政府と商社の複合体制がタムリンの大使館ではできあがっているという書き方をしている。ジャカルタばかりじゃないのだ。日本大使館というのは、どこへ行つても最近の新装をこしらへたりつぱなものが至るところにできていくという例が出てくる。十年前と比べると。十年前にいかかわしい旅館のあととも知らずに大使館が置かれていた。ところが十年たった今日は、この日本大使館はバンコクでもベツチュリロードの一面に広大な建物ができた。ニューデリーの大使館でも建て増しをしてたいへん大きなものになった。ソウルではアジアという大きな大使館が建っている。まさに企業進出に符節を合せて日本という国家の身づくろいが至るところではなやかになってきているという書き方です。これが間違つてはいないか別として、世銀總裁ユージン・ブラックあたりがこういう見方をしていることは、アジア各国の諸君ならばなおもってそういう見方をされるのだから私は思う。しかも不安定地域への資本輸出なり経済援助なりである限りは、だれが一体どう保障するかということになる

と、そこにやはりある意味でのミリタリズムという問題も出てきかねない、かつてそういう歴史があるわけですから。そうなるこのあたりで、貿易あるいは輸出ということも外交だということになるとすると、そのあたりの姿勢というものには相当考えてくれないと、単に保護主義の排除ということを中心、輸入と、片貿易を減らしていくということだけでは困るのではないかと、このことをもう少し、素朴にという言い方は悪意にはとっていませんが、まあ輸入が入るんだから、輸出だけじゃうまくないんだから貿易會議にしたいんだというところが素朴だと思ふのですけれども、それだけではなしに、どうせ国会に提案をするならばそこまでするのを考えないといけないかというのを言いたいわけですよ。ここから先は私の防衛のおきますけれども、頭をかしげていただく。○原田政府委員 まことに私もとてもそのように考えております。御指摘でございます。今回の貿易會議への改称のお願いは、発展途上国との貿易アンバランスを、ただ日本の輸出を伸ばすためには輸入をしなければならぬからというように、それだけの考え方ではございません。ある国が、同じ大陸につながつております幾つかの発展途上国にかなり膨大な輸出、膨大な資本投資、経済援助をやつておりますにもかかわらず、その地域の方々が必ずしもその国に対して好感を持っておられないという先例もございますので、特に日本の場合には近隣アジア諸国、これとの貿易経済関係といふものが不均衡、これは必ずしも貿易だけの面ではございせんが、不均衡な形で伸びていくというところは歓迎すべきことではございせん。したがういふ点で全部踏まえ、さらに輸入自体に固有な資源確保とか、あるいは先ほどから、御指摘のございましたような安定的な輸出のための自由貿易主義の推進力の維持といったようなものを全部含めまして、

広い意味で輸出と並んだたての両面としてこの貿易會議が進んでいけるように運営をしていくというのが私どもの趣旨でございます。よく御意見を体してまいりたいと思ひます。○大出委員 最後ですが、この問題は、浦項製鉄所の問題を取り上げましたが、あれも実はこまかく中身を調べておきますけれども、なぜあんなことを言つたかといふと、こまかく経済力ができてきて、資本輸出、経済協力ということになってみますと、とかく、後進あるいは開発途上国であるだけに、ある意味ではその政權というものは不安定なものなんです。ところが企業進出ということを前提に考えると、資本輸出をする、経済協力を政府ベースですといった場合に、当然そこに利潤の追求というものは出てくるわけですから、一つの時の政權と相当深くつなげてしまふわけですね。そうしないといふとまた企業利潤というものがあるが、こまかく勘定にもなるから。ところが不安定な政權だけに、このアジア地域をながめてみると、幾ら長い政權であつても十年ですよ。時の政權といふのはそんなに長く続かない。これは佐藤さんもおそらく十年もやればせい一ぱいだろうと私は思ふけれども、幾ら長くたつておそれるというものでしょう。そうすると、一つの政權とあまりにも企業利潤との関係で結びついてい過ぎると、その政權がおかしくなつたときに内政干渉——アメリカの例からいへば内政干渉だけれども、日本の場合にはそこまで言わずにしても、ともすればそういう傾向も将来の場合は持ち得るかもしれない。そうすると、そのことのためにその地域における政治的安定を日本が求めるといふことになると、先ほど申し上げたように少し軍事力という方向に進みかねないという面が出てきかねない。これは歴史的な事実がそう示しているから言ふのですが、そういう面がいろいろある。経済ベースの面から考えれば、浦項の製鉄所に一億六千万ドルも、経済ベースでつけているものを政治ベースで認めるということになつていくとすると、どうもそういうところは非常に危険

だと見なければならぬ面がある。ですから、そこらのところも含めて、せつかく片貿易ではないけないうのだといふところまで踏み出すのならば、いま御答弁にありましたように、表へ出していく資本が多くなるにつれて反発のほうもふえるようになったのでは、これはたいへんなことになつたのです。いままでの国会のやりとりの中で、外務大臣その他から、従来とは違つて、最近の状況から見ると、こういう理由があるからさう心配ないという見方をしている向きもあるけれども、それにもかかわらずやはり現実は醜い日本人と言ふ諸外国の諸君が多いわけですから、そこらのところまで念を押しておきたいという気がして、総務長官がいみじくも一番最初にお話になつたように、どうもこの會議は物を売るばかりの會議だ、さつぱりどうも物を売るというだけであつて、總理府が所管をしていても、ひさしをちよいと貸しているだけというお話があつたけれども、そこらのところを——じゃほかのほうでどういふふうに行つていられるのかと、調べてみると、対外経済協力審議會というのがあります、これは円借款とか技術援助とか、幾つかあります。それからこれは貿易の面もありますが、永野さんが会長をやつておられる。ところが、大蔵省の外資審議會というのがあるので、これはほとんど資本自由化に関する問題が中心になつていく。これは小林中さんが会長をやつておられるわけですね。こういうことになると、資本輸出なんというものはあまり扱つていられるところはない。そうすると貿易會議といふのは何かそれに類するものぐらひは審議するのかもしれない、これまた全く物であるというところになると、どうもそこらも割り切れぬところが残る。こういうことなので、これは総務長官に——大臣ここに一人しかお見えになつていないので、筋違いな質問みたいになるのですけれども、これは私は言い過ぎかもしれないけれども、やはりだれかが言い過ぎてもその辺のところはいまから用心をしてかかつて差しつかえ

ない、かえってそのほうがいいじゃないかという
気がするので取り上げて、中身としてはそれは輸
入を入れるから貿易会議なんだということである
けれども、この場合でこんなことまで言うのは少
し言い過ぎに類するけれども、ここから先は外務
大臣というにしますが、たまたまこの委員会
に提案をされておる法案ですから、このくらしい
ことは申し上げておきたいという気分なんです。
総務長官、何か御意見があればいただきたい。

○山中国務大臣 いままでのあり方については先
日の委員会でも申し上げましたが、これから輸入も
含めてやっていくという体制は今までよりも
好ましき方向であることは間違いないでしょう。
ただそれを今後運用するにあたって、民間の実務
者あるいは関係機関が入っておりますから、そう
いうものの運用が適切であるかどうかについては
今後の御批判の存するところでありましようし、
ことに諸外国が日本をどう見ておるかということ
を正確に受けとめて、ものごとをそこで議論して
いかなくちやならない。日本の立場が、すでに環
境ができておりましたので、そこらのところは
今後——私はひさしは貸しておりましたけれど
も、そういう意味では総理に対する補佐の立場に
おいてもいろいろ見解等について意見を具申
し、あるいはまたそういうような御批判等につ
いては逐次伝えて、よりよき運営をはかっていく
つもりであります。

○大出委員 ひさしを貸しておるわけですから、
その意味で家主ですから、家賃をどう取るのか知
りませんけれども、せひひとつ言うべきことは
言っていただいたいと思うわけです。

時間がございませぬから、それだけ締めくくっ
て申し上げまして、木原君に交代いたします。

○天野委員 木原君。

○木原委員 法案の中身に入ります前に総務長官
に伺っておきたいのですけれども、前回の委員会
で、御案内のように、例の自衛官の退官後の措置
について、総務長官は出委員の質問にすみやかに
こたえまして防衛庁長官と相談をした。報道に

よりますと、防衛庁の中に第三者機関をつくって
措置をするのだ、こういうことで合意をした、こ
ういうお話でございませけれども、経過はいかが
ですか。

○山中国務大臣 実はまだ合意はいたしておりま
せん。私はそのことで記者会見もいたしておりま
せん。ただ、いままでのように防衛庁が自分自身
の内規でもって人事院規則に準じたようなチェツ
クをしていくという形だけでは済まないだろうと
いうことについては両者の歩み寄りがございまし
て、ただ人事院が特別職にまでその権限が及ばな
いという前提が自衛隊にはございまして、それ
らのところを前提にしながら、どのような形が
望ましいか、あるいは総理府の人事局において
チェックするか、あるいは内閣官房において
チェックするか、あるいはその中間として、私の
ところの総理府人事局あるいは官房、ないし人事
院の——人事官はそういう立場に参加できません
ので、人事院の中の事務局の機構の一部をそれに
参画せしめて、それと防衛庁が中心になって第三
者チェックを中間的に行なうか、これらについて
は今後も詰めていきたい。あまりあせって性
急にかつこうだけつけてみても事実がこれに伴わ
なければ何にもなりませんし、人事院でいま網を
一応かぶせておられますもの、それについてすら
非常に批判がある今日でありますから、やはり十
分にその機能を発揮できるかどうか、これが現状
よりも国民の理解を得るのに貢献するかどうか、
それらのところを踏まえてもう少し検討の時間を
与えていただきたいと思います。ただ、これは、
実は私の権限事項にございませぬ、たまたま国
家公務員の担当大臣が私である、給与担当が私で
あるということから先般のような答弁をいたしま
したが、そのときも所管大臣の防衛庁長官はここ
におりませぬのでということをお願いしておいま
して、基本的にはやはり私自身の問題でなく、防
衛庁長官がしかるべく内閣全体の立場で判断をし
て、客観的な情勢の把握によって一番妥当なもの
を、国民が見てそれならばと思うものをつくるこ

とに努力されるべきことがまず第一である、こ
う思います。

○木原委員 長官はたいへん迅速に行動されて相
談をされたのはけっこうで、いまの御答弁により
ますと、まだこれから詰める段階が幾つかのケー
スがある、こういうことなんです、前回もそこ
までは触れているわけなんですけれども、われわ
れはこの問題を問題にし、総務長官にも質問を申
し上げておるの、これは本来防衛庁長官の所管
なんです、あらためて防衛庁長官の意見も聞かなく
ちやならぬわけですが、問題は、これは他の公務
員の場合もそうですが、問題は、われわれが自衛官
の問題を取り上げておられますのは、言うまでもあ
りませぬけれども、御案内のように防衛庁とそれ
から退職後の行き先との関係、まあ民間企業で
ね、その関係について国民からたいへん疑惑を抱
かれるような、何といひますか懸念の関係があ
る、これが問題の本質だと思ふのです。ですから、
単に高級自衛官が防衛庁の発注先の企業に退
職後再就職をする、それがたとえば顧問というよ
うなかつこうで行っておる。そのことも問題で
すけれども、そのことによつて、そのうちに、よ
く心配をされます防衛庁と民間企業との懸念の問
題を何か立証するような問題が出てきておる。し
たがつて、問題の本質がそこにあるのだ、こうい
うふうに出委員からも指摘があったはずであり
ます。私も四十二年にこの委員会での問題を調
査をして質問申し上げたことがあるのですが、こ
れはあまりひどいのです。たとえば四十二年の資
料ですと、企業の名前をあげてはあれですけど
も、三菱重工業には歴代の陸海空三幕の幕僚長、
実に十名に余る人が顧問という形で再就職をし
ている。なるほどこの顧問という役職は、その企業
の意思を決定する、そういう立場ではないと思
うのですが、しかし御案内のように会社顧問とい
うのはピンからキリまでありまして、ほとんど非常
勤で何がしかの手当を受けているというふうな存
在の人から、それから働きによつては文字どおり
その企業の意思を内面から左右するような立場に

もやはりなり得る。そういうような形で再就職を
しておる事実が明らかになったわけでありま
す、その後、それについての改善の方向という
のは一向に出されておらない。そういう前提が幾
つかあるわけですね。そうなりますと、これは単
に退官後の扱い方という問題ではなくて、その間
に一つ大きなチェツクが必要ではないのか。この
チェツクの方向というのは、やはり、いわば兵器
を発注する防衛庁と民間企業との関係について
きつちりした関係をつくり上げていく、こういう
関係からの人事操作でなくちやならぬと思うので
す。したがって、長官、これから扱い方について
問題をお詰めになるというわけでありませうけ
ども、観点を間違わないようにしていただきたい。
これは単に防衛庁長官の権限云々だけの問題では
なくて、ある意味では、内閣にとつての非常に大
きな問題であらう、こういうふうにかえるわけ
です。そういうことで、これから扱い方について
の、ひとつ深い立場からの対処をお願いいたし
たいと思ふのですが、いかがでございませう。

○山中国務大臣 当委員会での防衛庁当局の答弁
にもその大体的考え方がのぞいたようでありま
すけれども、防衛庁は防衛庁できびしくやってお
りますから、現在のままでけっこうであるという考
え方、あるいは顧問等の手当についても、ほかと
違つてごくわずかな金額であるという、そういう
意味があったようでありますけれども、私はやは
りこの問題は、国民がその現象をどう見ている
か、そのどう見ているかというのを冷静に客観
視して、それについて改めるべき点があるならばど
ういう点なんだろうかとということを考えなければ
ならないのが政治の責任者であると思つていま
す。

そこで、私は、繰り返しますが、実はその問題
の所管大臣はございませぬけれども、国家公務
員の給与を担当する大臣として、その天下り先
について、一般でありますと人事院がやる。しかし、
防衛庁の場合には人事院が及ばない特別職である
から、それでいいんだということだけでは、私も

一大臣として、ことに国家公務員の給与に係る問題があるという意味からは、関係ある大臣として、この問題について自分はこういうことを聞いたからと中曾根大臣に伝えるだけでは済まなかったのではありません。そこで、何らかの前進をして、国民の見ておる形に對してこれらるものを考えるべきだ、実行すべきだということで、中曾根大臣も、自分もよくわかるということで、いろんな形式について研究しておりますから、私のほうから一つの型を押しつけて、こうしろと言う立場にないことは御理解を願いたいと思います。なぜそういうことを考えるかという出発点は同じであるということだけ、御理解を願いたいと思います。

○木原委員 それならば、私は、総務長官にお願いをしておきたいことがあるのでございます。したがって、これは単なる人事だけの問題ではない。いま申しましたように、かつてのアメリカのアイゼンハワー大統領の産軍複合体がアメリカを毒しているんだというあの嘆きを総理に味わせないために、大至急にやらなければならぬことである。これは、言ってみれば、防衛庁の予算もふえ、大量の新しい兵器の開発や発注が相次いで行なわれる趨勢にあるわけですね。そうなりますと、人事の背景にある、民間の企業とそれからこの防衛庁とのつながりについての、それこそきつちりしたものを作りませんか、いつか、増田防衛庁長官時代に、まあ、そう責めなさんな、ともかく、この自衛官は他の公務員と違って退職の年限が早い、したがって、比較的若くて、知力も体力も頭脳もうちに官を去るのだ、その再就職ということは、実はわれわれにとつてはたいへん大きな問題なんだ、だから、まああまり責めないで、何とか再就職の協力をしてほしい、こんなような逆襲をされておりましたが、ある程度理解はできます。したがって、もし中曾根さんが総務長官におっしゃったような、自衛隊の中に第三者機関をつくるという程度のことであれば、これはもう、かえって問題を矮小化するというか、再就職のための機関になるような感じもするわけです。

そういうことではなくて、問題はその背景にあるわけですから、私の考えでは、防衛庁から大量の兵器発注や開発の計画が進められる、この発注と発注先を、計画をした防衛庁がやるのではなくて、発注部分は少なくとも防衛庁外にはすべきだ。言ってみれば防衛管理局のようなものを、それこそ総理府なら総理府に、総理直轄のもとに置いて、いやしくも国の防衛に当たる人たちが経済的な問題で国民の疑惑を受けるようなことがないように、まあ昔のあれと違ひまして、武士は食わねど高ようじというわけにいきませんけれども、少なくとも国の機構として疑惑を受ける余地がないように措置をすべきじゃないか。そうすれば、退官後の人事の問題などは二つの問題になって、解決をしていくのではないかと。これが、私どもが自衛官の退官後のあり方について問題にする根本の問題だと思うのですが、いかがでしよう。

○山中國務大臣 これ以上になりますと、防衛庁長官をここに呼んでほしいですね。そして両者の見解を聞いて詰めていかれて、事防衛庁の特別職に関する問題でありますから、これ以上私が立ち入って、こうすべきだと言うのはなかなか言いにくいのですけれども、御理解願えないでしようか。

○木原委員 わかりました。いずれ防衛庁長官に、この問題はあらためて問題の提起をしたいと考えておりますけれども、ただ、私どもが自衛官の問題を問題にするのはそういう趣旨であるということは、経過がありましてから、逆に御理解をいただいておりますかと思うのです。いずれ私どものほうからあらためて問題を提起して、防衛庁長官より他の関係閣僚の意見を聞きたいと思っております。

そこで、法案の前身に少し入りたいと思いますけれども、今度の改正案は、同和の問題と、先ほど来問題になっておりました貿易会議の問題ですが、最初に、貿易会議が少し問題になっておりましたので、簡単に貿易会議の運用その他について、引き続いて伺いをいたしておきたいと思っております。

大出委員からいろいろ質問がございまして、私も心配いたしました。私どもは大体そういうことなんです。貿易会議の運用というものは、先ほど来私どもも答弁を聞いておりましたけれどもよくわかりません。かつて、輸出会議というもので、いわば輸出振興のための最高の政府機関として、品目別に目標を定められるとか、そういうことがあったのはよく存じておるわけですが、あれども、あらためて輸入をつけ加えられた。その限りのことではわかるのですけれども、先ほど来指摘がありましたわが国の資本進出の面であるとか、あるいは逆に、最近問題になっております外国系企業の日本に対する進出だとかいうことになると、これは外資法その他がありまして、当然別の機関でということになるわけです。しかし、貿易の最高会議の中では、これからの運用の中でやはりもっと大きな問題を取り上げるべきではないかという考えがどうも私どもの中にあるのです。それはたまたまええからはずれたことなんでしょうかね。いかがでしよう。

○後藤政府委員 外国資本の対内進出、国内への進出の問題につきましては、これは外資審議会の所管事項でございます。それから海外投資の問題につきましては、これは密接に現在発展途上国と関連いたしておりますから、経済協力審議会が扱う問題であると思っております。

従来からの輸出会議は、昭和三十七年に総理府に設置されて以来、主としてわが国の経済自立を、貿易というものに最重点を置いておくといいことで、もっぱら輸出増進のための施策、その目標の設定、到達するためのいろいろな手段、方法といった問題が論議されてまいりました。方々です。今回改正をお願いいたしております輸入の問題につきましても、先般来いろいろ各先生からお話がございますように、現在の日本の貿易のあり状態と関連をいたしまして、まさに従来、ここ十数年来輸出、輸出ということで輸出増進だけを

目標と申しますか、目がけてきたことはさらに一段と違つた。輸出と輸入とを両方から総合的な観点から見なければならぬということとで、輸入というものをいれて貿易会議に改組していただきたい、そういうことでございまして、あくまでこの貿易会議はそういう輸出と輸入とに関する問題を取り扱うわけでございます。ただし、しかしながら、貿易の問題というのは、やはり対外投資の問題あるいはまた逆に今度国内へ入ってくるいわゆる一般資本の自由化と申されております対内投資の問題、そういう問題とからんでまいります。しかし直接そういう問題に——やはり貿易、輸出、輸入の促進、その運営の問題は、貿易会議の運営の問題とからめて、そちらのほうに関連はしてまいりますが、直接の事項ではないと思っております。

○木原委員 そうしますと、これは内閣委員会です。主として運用の問題になるわけですが、私ども、そういう意味では、あらためて輸入という問題をつけ加えて私どもは問題にしたいと思つたけれども、資本の対外投資の問題とかあるいは企業の日本への進出だとか、こういう問題については別の機関でやる、こういうことでございまして。ただ御案内のとおり、これは貿易と輸入との関係で、それぞれ機関があるのは承知いたしておりますけれども、少なくとも長官はひきつを貸しておるといいますか、おそろしく貿易対策については最高のということばが適当かどうかかわりませんけれども、そういう会議だろ、う、こういうふうな私どもは認識をするわけですが、その中で貿易というもののそれぞれ機関があるわけですから、あるいはまた近い将来にわたつて問題をやらねばならないと思われの問題が、ここで審議をされたりあるいは協議をされたり決定をされたりすることがないのが少しに落ちない感じがいたします。しかしこれは他に機関があるといえども、そういうことでしうけれども、そうしますと、これは輸入に關しましては資本の輸入については

除外をする、それから自由化のそれぞれの決定権というようなのはこれまたここにもない、そういうことでございますか。

○後藤政府委員 資本の自由化、つまり国内への外国の投資でございますとか、あるいはまたその個別のな一つ一つのあれ、そういう問題については、これは輸出の問題も従来そうでございますが、個別の問題よりもっと高次の立場から方向を審議する、今後改組されたといつてもそういう最高の方針をきめ、その大所高所からの方策を検討するという点については従来と変わりはない、個別案件に入りません。

○木原委員 これは輸出の面について、たとえば共産圏に対して、特に国交が回復をしていない国々に対する輸出のあり方等についてもここで審議するわけですか。

○後藤政府委員 国交回復しておる国、あるいは国交がまだ回復していない国、いずれに對しましても、従来も日本の輸出政策あるいは貿易政策というものはできる限り進めていく、こういう立場に立っております。その間の区別はいたしておりません。今後とも、国交が回復しておる、あるいは未回復のところとの貿易の最高方針については、この会議においてやはり議論になるということでございます。

○木原委員 もう長い問題ですけれども、例のコム、コメコン、それらの問題の検討をする最終的な場所は、たとえばここになるというようなことはあり得ますね。

○後藤政府委員 これは輸出会議の従来からの経緯を見てみますとそういう事例もございませうが、今後それがどういふ問題になってくるか、その点は私ども将来を予測するわけにまいりませんが、個別的な特定の地域向けの問題についてはそういう議論というのは出てこないのではないかと。しかしながら、先ほど先生おっしゃいましたように、国交未回復の国に対する貿易の態度は一体どういふぐあいにすべきかという問題と関連いたしまして、そういうことが非常に議論に

なってくる可能性はあるかと存じます。

○木原委員 どうもやはり運用面だけからの問題ですと問題の限界がありますので、貿易会議についてはこの辺でひとつ終わっておきたいと思ひます。あらためてまた別の委員会で質問を申し上げたいと思ひます。

同問題について引き続き伺いたいのです。まず最初にこの同和対策協議会ですか、この委員会では、御承知のように、昨年画期的なといわれる措置法を起立させた輝かしい歴史があるわけでありまして、いわばこれはその措置法に基づく初年度の施策の年だと思ひます。そこで最初にお伺いしておきたいと思ひますけれども、この同和対策はそれぞれ各省にわたっておりまして、大体この施策の方向、予算の規模、これをひとつ簡単に御報告願えないでしょうか。

○山中国務大臣 御指摘のとおり、去年特別措置法がございまして、閣議決定の十カ年計画の前期五カ年というものを踏まえた最初の予算ということになりますので、年次としては二年目になるわけでありまして、大体四十二億圓くらいでございます。各省にわたってございまして、それぞれのおおむねその程度であります。伸び率が一五・六%くらいに感じしております。

○木原委員 この同和対策協議会ですか、これは四カ年延長ということの意味は何か意味があるのでしょうか。

○山中国務大臣 五カ年計画のことしは第二目という考え方をいたしますと、五カ年計画達成まであと四年あるわけですから、一応期限が切れまう協議会を、その五カ年計画の残りの四年に對応して四年間延長することとございまして、協議会の今日までの貴重な御意見を、これからの予算なり行政の運用の実態面といふものをとらえながら、それが目標に向かって正確に前進しているかどうか、それが目標に向かつて正確に前進しているかどうか、あるいは施策において、協議会のメンバーの方々から見て、政府の一方的な見方では現実とはこのようなところがあるというような点等の

御意見がいろいろありましようから——やめてもいいじゃないか、実績はできたのだからという意見もありましたし、いままでは二カ年ずつ延長してきたから二カ年でどうかという意見もありましたけれども、やはりきちんとこの際五カ年計画に符節を合致して残る四カ年というところが正しかろうと思ひまして決断をいたしましたわけでございます。

○木原委員 そうしますと、この協議会の構成あるいは運用、特に構成については従来と変わりありませんか。

○山中国務大臣 変わりありません。

○木原委員 そうしますと、この運用の方向につきましては、これは協議会を延長したわけですから、たとえば前期五カ年計画についてのいわば監視というところか、この施策の遂行との関連の中で持つのですか。

○山中国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、監視とかお目付とかいろいろと表現もありましようが、要するにせつかつの特別措置法に基づいて長期計画を定めて予算化していくのでありますから、その実行が、ほんとうに私たちがこのような問題をもう国会で議論する必要はない、われわれは同一民族、同一言語、この前提に立つた誇るべき民族であるという、内面に弱さを持たない民族になることが目標でありますから、それに向かつてなお政府サイドでやっておりますことについて手落ちがある、あるいは思い違い等もあるかと思ひますから、そこらところを絶えず御指導、御助言を願うという意味で、われわれとしてこれを尊重して運営に資していきたいというのがねらいでございます。別段ほかには他意はございせん。

○木原委員 これはせつかつ延長になりますので、私どもの考え方は、りっぱな措置法ができたから、この問題は大体制度的にはこれで終わり、こういふ考えではなくて、実はこれから政策は始まるんだ、こういう観点で意見を一つだけ申し上げておきたいわけですが、予算の編成にあたりまして、たとえば地方自治体によつては、未解放部落が自治体でない、あるいは県内に広範に存在する地域とほとんどないという地域、あるいはまた実際に存在をしておりましても、どういふあれか、自治体としてはその政策をやる必要がないという地域もあるわけですね。したがいまして、おそろく予算化する場合に、自治体からあつてくるデータというものがさまざまだと思ひます。それが今度は平均化されて予算が編成をされる、こういう傾向があると思ひます。ですから、実際には施策を必要としている分野がなお広範にあるにかかわらず、実際に施策の面、予算の面にあつてまいりますというところ、何か著しくなくなつていく、こういう傾向があるわけですね。たいへんこれは問題の微妙なところがあるわけなんです。その辺のところをひとつしつかり踏まえて、五カ年計画当初の約束ですけれども、データの取り方といひますか、編成の方針としましてひとつ施策を遂行してもらいたい、こういう気持ちがあるのですが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 確かに前の同和予算というものは毎年あつたわけですが、地方によつては、その都道府県の持ち出しというようになるとなるような事情等もあつたり、あるいはその程度の補助率ならば一般のあれでやればよいというようなところもありまして、これは地方政治家としての知事さんの御感にもよりまして、これは一律に国家の義務であるので——都道府県の知事としての責任を感じて、結果として報告なり、あるいは予算等が打ち出されるということにややぐはぐがあつたことは認めざるを得ないと思ひます。しかしながら、特別措置法に基づく新しい出発をいたしましたので、補助率その他についても大体優遇されておるなということが周知されてまいりましたので、一斉調査の後にできた特別措置法でありますから、いま各県が自発的に、あるところはまた厚生省その他が中心になりまして、実態

の補正方を求めておりまして、おおむね順調にその報告なり補正が行なわれておるようでありまして、これらの実態を見まして、なおかつ十分である、たとえばある県の知事さんが不熱心なために、当然国の施策を受けてしかるべき人たちの地域なり人員というものが取り残されたというように、必要があるならば将来もう一ぺん徹底した調査というふうなものもやって、せつかくやるんですから、私たちの目標は何か——先ほど申しました、このようなことを議論しないでいい国家になりた、ならなければならぬということについて悔いなき姿勢をとってまいりたいと思っております。

○木原委員 これはいろいろ広範な問題を含んだ施策だと思ふんです。それだけに、逆にいいますとこの省庁にも責任がないような施策になる可能性もあります。したがって、これについて、総務長官の態度いかんが、しよせんは施策を進めていくかめになると思ふます。せつかく制度ができてすべり出したところでありますので、できるだけこのことをひとつやっていたきたい、要望を申し上げておきたいと思ふます。

これで終わりますけれども、もう一つ所管にかかわるところで、お尋ねしておきたいのですが、実は千葉県の銚子沖で、御案内のように、イペリットの被害の問題が起きました。これも防衛庁なりその他にわたるわけなんです、それでこの間から掃海をやつてもらつておるわけなんです。ところが、現地からの話によりますと、大体一昨日ですか、一応打ち切りになったという報告を私は聞きました。実際には上がったつばが、私の報告ですと八つくらい上がったのではない、こういっているわけなんです。しかし、八つというのではないので、おそらく推定でもまだかなりの個数があるのではないかと地元の中にも言つておるわけなんです。そうしますと、これで打ち切りになるのか、引き続いて何か掃海の作業を進めてもらつてやつていくのか、その辺の措置についてひとつお伺いをし

ておきたいと思ふのです。

○山中国務大臣 三月二日から三日間やるということでも——これは地元の漁協の人たちも加勢してもらいまして、海上保安庁の船ではそういう深海を引くのがありませんし、やはりどうしても底を願うというタイミングもございまして、地元の協力が得られまして三月二日から始めたのですけれども、最初の日にまずしきでだめになりまして、実施できませんでしたのが三月三日、六日、九日と、日にちにおいては三日間やりましたけれども、その間午前中がだめだったり、午後がだめだったりいたしまして、予定の四百五十回に對しまして、百回足らない三百五十回引くにとどまったわけでありまして、でありますから、もう少し私たちとしては引きたいと思つておりましたが、実はやはり先ほど申しました漁協その他漁業者の方々の御協力がないとなりませんので、そんなに——しきで中止した日も、やはり一ぺん出たりなんかしてありますから、何日も何日もやられてはかなわないという、逆に——自分たちのためにやつてくれていることはわかつておるけれども、これ以上何回もやらされると——いま漁業している地域がよそに移つていくせいもありまして、協力問題等についてももう少し御理解を願わなければ、これ以上引くのはちよつと困難であるという感じもいたしますが、予算委員会でも答弁いたしました政府の持つております深海潜水艇、これがいま分解掃除中でありまして、これができたら——ちよつと幸いイペリットの投下推定地域の操業区域が現在はその時期にはずれておりますので、直接被害がこれから続発するという心配はないようでありまして、そういうものを沈めて直接確かめて、どのような形態で沈んでいるのか、それによつて引き方等も違ふたり、あるいは場所を違へたりする必要があるのでないかと考えておりますが、現状においては、ただいま申し上げたような程度にとどまりました。

○木原委員 そうしますと、これは打ち切りではなく、あらためて装備その他を整えて、試験的なこともやつて、そしてもう一ぺんさがし直す、引き直す、こういうことでございませうか。

○山中国務大臣 予定の四百五十回は百回足りませんでしたが、そのことはぜひやりたいと思つておりますが、漁業者の方々がこれ以上時間をとられてはかなわぬという御意見もあるようでございますので、まず当面そういうことでございまして、じや将来どうするかということになりますと、投下されたトン数なり推定個数なり膨大なものでありますから、それを全部上げるまで国が毎日——しかも漁業者の船を借り上げなければ手段がございませんから——やるかという、事実上むづかしい。そこで、やはり普通の操業をしておられる漁業者の方々が思わざる被害を受けられないような状態にするには一体どういふふうにしたらいいか、どういふ状態になったときに、もう漁業はだいいじようぶですと関係漁業者の皆さま方のほうに政府が責任をもつてお達しできるかどうか、そこらのところはもう少し検討させていただきたいと思ふます。

○木原委員 これは、実は昭和三十三年だったと思ふますけれども、やはり同じ問題が起こりました、そのときもやつたけれども、このときは一つも上がらなかつたわけなんです。そういう経過もありまして、これはせつかく始めた際です、地元の連中はできるだけの協力はする、こう申しておるわけですが、それにしまして、これまで限度がありまして、そこで地元の声としては、協力はするけれども、国のほうもせつかく突つ込んだんだからひとつこの際徹底的にやつてほしい、実はこういう声があるわけなんです。技術的な困難もわかりませんが、それからいろいろな事情もわかりませんが、これはひとつここで打ち切るといふようなことにならないように、できるだけ国のウエイトを重くして掃海に当たってもらいたいと思ふのです。

これは長官のところでおわかりになるかどうか……。この種のケースですね。戦時中あるいは占領下にこういう形で人畜に被害のあるものが各所に、隠匿されたものはともかくとしまして、投棄をされたというふうな箇所は、ほかに何かおわかりになつていらつしやるのでございませうか。——防衛庁ですか。これは御案内のように瀬戸内海に毒ガス島と称せられたものがあるのですが、これは所管が防衛庁の関係、あるいは海ですと水産庁の関係、そういうことであれなんです、ちよつと心配になる面があるわけなんです。大量のものでなくとも、やはりその地域の住民が、どうもあの辺に捨てたのではないかと疑惑を持つておると思ふるところを何か所もわれわれは耳にするわけですが、それはどこも調べるところがないうわけですね、防衛庁も知らないというし、それから府県もはつきりしないというし。しかし地元の連中は非常に疑惑を持つておる、こういう箇所が実は何か所かあるわけなんです。問題は、そういう疑わしい箇所については、これはもつと先へまいりまして、被害が出てからでない問題にならないというところになりますから、そういう疑わしいところがあれば、やはり総理府で調査をするという方向はいかがでしよう。

○山中国務大臣 もちろん調査をしなければならぬ地点もあるでしょうが、ただ今回は、漁民の方々が、せつかく魚群がその海域におるのにイペリットかんが上がつてきてたいへんだ、また三十二年のときと同じようなことだといふので、たいへん御迷惑をかけたと思ふのです。それはどこが責任かといへば、やはりいくさで負けた日本の国家の責任でありますから、負けたことに伴つてそういうことをやつたわけですから、国のほうで迅速かつ適確にそれに対処しなければならぬというところで、予算もございませんでしたけれども、私のほうで会議を招集いたしました、水産庁の予算を五百万円流用させまして、そうして千葉県も加勢してもらいましたし、銚子漁協も、若干でこ

さいますが、加勢もしていただいて、ほんとうに三者の熱意は一べんにそこでぐやろうというところとに実りまして、今回はたいへんうまくいったところですが、日本近海を全部どこかあぶないところはあるにせぬかと総点検するというのにはなかなかたいへんなこと、じゃひっくり返して言えば、だれかがけがしなければ出ないのかということになる、たいへん酷なことになりますから、そういう気持ちは毛頭ありませんが、しかし防衛庁においてできるだけ、日本の敗戦に伴う危険な物体があちこちに、これは陸上もそうでありまして、なにより、なにより得る可能性があるともしやうが、そういうものは的確に把握しておくのが国の責任ではなからうかと私は思います。ただ、私のほうでいますぐというわけには、なかなかまいらぬと思います。

○木原委員 いずれこれらの問題が、具体的にと言いますか、詳しいところがあれば、これは防衛庁なり長官のほうで措置をせよという、こういうことで、私もいま詳しいデータを持っておりませんけれども、話として聞いておるものが二、三あります。したがって、これは別の措置としてお願いしたいと思ひます。

○天野委員長 鈴切康雄君。
○鈴切委員 総理府設置法の一部を改正する法律案のほうの問題はあとに回しまして、いま木原議員並びに私も同僚議員が予算委員会に質問をいたしました千葉県の銚子沖合における底びき網漁船が被害を受けた件は、水産庁によっていままで掃海がなされておったわけでありまして、一応昨日掃海を打ち切った、そのようにいわれておるわけでありまして、その成果並びにガス漏れによって作業員がけがをしたという問題について、その状況を明らかにしていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 三月三日に額に軽い発赤、赤い色が出たという方、これは全治二、三日という程度らしいのですが四名、それから三月六日に同じく額に軽い発赤が出たのが、やはり全治二、三日の症状で二人、また局部にびらんと言つてありますが、どの場所か知りませんが、通院中の方が一人おられます。それから三月九日に、目にかゆみを感じたと訴えた方が二人、これを全部合わせまして九名でございます。

○鈴切委員 掃海によってガスがけがが見えたのは、総理府のほうとしてはどれだけの報告を受けておられますか。

○山中国務大臣 網にかかった数について、三月三日は五網、三月六日が四網、三月九日が二網でございます。上げましてまた運ぶ途中で落つことしたもの等もありまして、正確の数字をいま問ひ合わせております。

○鈴切委員 ここで掃海が始まりましてイペリットがけがを見られたという段階になったわけでありまして、地元としてみれば、いよいよこれからイペリットガスにかんづいての本格掃海に入つてもらえるのではないかと、そのように期待をしております。ただいま総務長官からお話がありまして、それによりまして、四百五十回を一定予定しておつて、それが三百五十回で現在のところとはどうなつておるが、なおその百回についてやつてまいりたい、そういう御答弁でございますが、十個あるいはそれに近いガスがけがが上つた以上、あなたは過日の予算委員会、私は掃海を適当にしてお茶を濁そうと言つておるのではなくて、そのような漁業者、関係海域に出漁する方々が御不安のないようにしてあげなければいけない、これが国の責任であるということをお願い上げておるわけですか。という御答弁がございましたが、ここで私は、やはり本格掃海に切りかえて、そして徹底的に掃海する段階に入つたのではないかと、そのように思ふのですが、総務長官の御意見を伺ひます。

○山中国務大臣 三月間で四百五十回引くというのは本格掃海だと思ふのですが、問題は、とことんもうひつかかってくるものは絶対ないというまじやうで、本格掃海という趣旨にとつたほうがよい

ろしいかと思ひますが、経費は、そのように一応関係海面を全部引くわけですから、ただそれが上がつてくることのないという確信を得るまでとことんまで引くということになりますと、先ほども御答弁申し上げましたように関係漁業者の方々の本来の生業である漁業というものと、関係関係といふもので、じゃ何隻出してやろうということもどうしても伴うことである、また一応予算は水産庁の中の流用でいたしましたけれども、本格的にはなお続けなければならぬということである、予備費流用等につきまして、今年中の残り少ない日にちであつても努力をしなければ、事実上無報酬でやれといつてもなかなか出てきてくたさぬでしようし、そこらのところの困難性があるかと思ひますが、やはり予定した掃海回数も残つておりますので、そういうものはどうしてもやらなければならぬと思つております。

○鈴切委員 いま総務長官が、漁業者の協力は必要である、それは当然のことである。漁業者にしてみれば、生活のかかつている死活の問題でありまして、当然、漁場をそういうふうにして危険から排除するということ、これは何をしておいてもしなければならぬ問題だと私は思ひます。しかし、されば、漁業者が今度の問題について協力しなれるというふうな一つの内訳として、私は、その間におけるところの漁業補償の問題、あるいは、たとえはこういうイペリットガスを扱ふについて、相当危険が伴う問題について、危険手当がどれだけ出されているかという問題等もあるかと思ふのであります。そういう問題の解決なくして、漁業者の協力を求めようとする政府自体の考え方が甘いのではないかと。

なお、この間お話を聞いておりますと、水産庁の予算の流用分わずかに五百万円、並びに千葉県側との合計で九百二十万円を計上している。このような状態で三日間一生懸命やつたからといって、本格掃海だといふような政府の考え方、それでは、緊急掃海と本格掃海とどのように違ふかという問題も、私はこの際答弁を願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 だから、私が言ひましたように、本格掃海というのは、引き方の規模、漁船動員数、その他網を張るとかいろいろなるもので、本格掃海という形は、一応形としてはやつたけれども、それは措置としては緊急にやつたということでありまして、だから、本格掃海というのは、私が先ほど申しましたように、もうとことん、幾ら引っぱつても上がつてこないといふところまでやれといふ御趣旨だと思ひます。そこらの点も考え、また、幸い、いまその地区で漁業が行なわれておりませんから、深海潜水艇等で、現在どのような形状で沈んでおるのか、なぜ三十二年には引っぱつてかからなかつたものが、今回かかるようになっておるのか、そういうようなところを確かめる必要もあるかと考えておりますが、そういうことで、引き続きとことん上がらないまじやうで、引くことまでは、まだ政府内部の意見を統一しております。

○鈴切委員 まず、先ほど総務長官が言われましてけれども、確かに予算がなくてはどうにもならない、そのとおりだと思ひます。わずかに九百二十万円くらい予算であつては、どういふ思ひやうな掃海ができようはずはなからう、私はそのようにも考えるわけでありまして、

そこで、どうしてもやはり漁民の不安を取り除くということが国の責任であるといふふうに山中長官が言われた以上は、ただちに、三百五十回だけでなくして、さらに百回延ばして四百五十回という予定でなくして、さらに前向きにこの問題に取り組んでいかなければ、再びこういう問題が起るような感じも私は受けるわけでありまして、それがあつてはならないわけでありまして、今後もしそういう意味においてさらに四百五十回を越して新たな段階において総務長官がやられようとするならば、どの所管がこれを分担し、また、経費についてはどの所管がこれをやるのが適當であるかという問題が一つと、それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、漁業者の協力という

ものはやはり漁業補償並びに危険手当という問題が非常に大きくからんできているわけであります。それは、当然それだけのものが補償されれば、漁民だって、自分たちの生活の問題でありますから応援もするわけでありますけれども、非常に少ないというのを聞いているわけでありますが、その点について、山中長官のほうでは、漁業補償並びにそれに対する危険手当をどれだけ出さされているか、その点についてお伺いします。

○山中國務大臣 漁業補償とが危険手当かという形でなくて、国と千葉県と関係漁協と相談をいたしまして、大体この程度ならば掃海に自分たちも加勢しようということの結果やったのであります。

て、それを、出れば一日幾ら補償するとかという
ような形の金額によつて実施する、しないといふ
ことではなくて、やらなければならぬことにつ
いて協力し、国も金を出すといふことをしたわけ
であります。問題は、やはり自分たちの本来の
魚のとれる漁場に行つて魚をとつてきて生活する
といふ漁業者の立場から言へば、たとえその關
係海域を引つぱつて、魚が少しかかつてきたのは
自分の収入になつたていいんだといふ程度ぐら
いでは、やはり納得できない点もありましようか
ら、そこらのところでは、もう少し關係漁業者の御
希望——といふことは、両面ありまして、掃海を
完全にやつてほしいといふことと、やるについで
は、やはり自分たちの現在の操業といふものに
あまりそう連日のように支障を來たしてもらつて
困るんだといふところの御相談が、やはり事前
に成り立たないといふ思ひではないかと思つて
おります。

○**鈴木委員** それについて、総務長官は、関係漁業者の方々と同向きに御相談をなされて、そうしてこの問題は、国そうしてまた漁業者の御協力も得て進んでいかなければならないという問題でもろうかと思えます。ひとつ長官として前向きにおやりになるかどうか、その点についてお伺いします。

引っぱれるような、底びきができるような船を持っておれば、これは国の責任で、漁業者に迷惑をかけないでとことんやれるのですけれども、何しろ防衛庁の持っておりますものもせいぜい——これはまた聞きですけれども、中曾根長官の答弁によれば、機雷等の水深を引っぱれるぐらいのものだそうなのでありますので、そうなると、どうしても漁業者の船を雇い上げると申しますか、御協力を賜わるということがないとなりませんので、どこまで御協力を願えるかと、あるいはどこまで引っぱればよろしいのか、そこらの判断がなかなかつけにくいので困っておるという問題でございます。

○**鈴切要員** 判断がつきにくいといふことは
しよせん、私は、一つは補償の問題とその危険手当
といふ問題も含めて相談をしなければ、なかなかか
この問題は進まないだろうと思ひますが、その点
は、一応、山中總務長官におまかせするとして、
この間、実は非常に氣になるような答弁が中曾根
防衛庁長官からございました。それは、自衛隊法
九十九条の解釈でございますが、「九十九条によ
りますと、「爆発性の危険物」ということでござ
います、機雷でないと思ふかしいのです。イベ
リットのように爆発性のないものについては、極
限外になっております。しかし、政府は一体であ
りますから、」云々ということが書いてあります
けれども、この九十九条の解釈、これでいいかど
うか、防衛庁の方にお聞きをいたします。

○大戸(基)政府委員　せんだつての予算委員会
で、防衛庁長官がいま読み上げられましたような
お答えをいたしておりますが、これは爆発性危険
物の中の一番代表的な例として機雷というものを
あげられましてお答えになった。同時に、イペ、
リットガスについては、この爆発性危険物には法
律解釈としては入らないというお答えをされたと
思います。私も、そういう解釈が妥当ではな
いか、法律の解釈としてはそういうふうに考へて
おります。

險物、それが主として機雷であるということ、そういうことから代表して機雷というふうに言われた、そのような解釈をとっているというお話であります。中曾根国務大臣は「機雷でない」とむづかしいのです。」このようにはっきり言われているわけあります。九十九条の中には「その他の爆発性の危険物の除去」というふうに書いてあるわけあります。『その他の爆発性の危険物』というものは具体的にどういふものがあるか、お示しを願いたい。

○**矢野(参)政府委員**　機雷が代表的なものでござ
いますけれども、そのほか考えられるものといた
しまして、たとえば魚雷とか、爆雷とか、爆弾と
か、砲弾とか、そういったものが爆発性危険物の
例にならうかと思ひます。せんだつて中曾根長官
がお答えいたしましたのは、ちょうどイペリット
ガスの問題とこの法律との問題でございました
で、この爆発性危険物に機雷以外は一切入らない
ということを上上げたのではなくて、爆発性危
険物の代表として機雷をあげられ、同時にガスそ
のものは法律上は入らないという趣旨でお答えに
なつたものと思ひます。

○鈴切委員　その他の解釈については中曾根長官は触れていないわけであります。機雷というものは、機雷でないと思ふかしいというふうに言われておるわけであります。九十九条は確かにその他の爆発性危険物というふうになつてある以上、たとえて言うならばイペリットガス弾という弾となつた場合には、これは爆発性危険物でないかどうかという問題、この点についてお伺いします。

○大戸(基)政府委員　毒ガスを砲弾に仕込むという場合もありまして、現に旧陸軍もイペリット弾というものを持つておつたように聞いております。かりにそういうものであります、この法律解釈上に入ってくる、こういう解釈になろうかと思ひます。いま問題になつております千葉県銚子沖の場合には、弾ということではなくて、普通のつばねに入れたものというふうに聞いておりますので、そ

ういうことを頭に置かれて長官は先ほど申し上げたようなお答えをされた、こういうふうに理解いたしておるわけでございます。

○鈴木委員 この間防衛庁長官は、この問題について、確かに七万二千トンには投棄をしたであらうといううわさはあるけれども、克明な資料はない、このように言われておるわけであります。克明な資料がないというならば、私はその中に当然砲弾とし、またイペリットガス弾というものも含まれているのではないかとという予測も妥当かと思うのであります。そうした場合において、克明な資料がない上に立つてこういう危険なものが出てきた以上は、私は、当然これは防衛庁において自衛隊法の九十九条に当てはめてやるべき筋合いのものではないか、このように思うのであります、その点について伺いたい。

○**穴戸(基)政府委員** 法律上の解釈は先ほど申し上げましたようなことになろうかと思ひます。しかし同時に、先ほどいろいろ総務長官からお答えになりましたように、現在銃子沖では各省共同して作業をいたしております。その中には防衛庁も参加をいたしております。法律上のお尋ねでございまいましたので、これは今回もそうでございまいすし、予算委員会のとくもそうでございましたので、予算委員会の際に長官から先ほど申し上げましたような、お答えの一部として法律上の問題がありましたけれども、われわれは、今度の作業を防衛庁が避けようという気持ちは毛頭ございませんで、積極的に参加をいたしております。ただ、ごく法律上のことで申し上げますと、一つには海上における船舶交通の障害の除去とかその他安全の確保というようなことは、第一義的にはやはり海上保安庁その他の行政機関のお仕事であらうかと思ひます。しかし、機雷等の非常に危険なものゝの除去というのことが必要でございまして、お示しの自衛隊法第九十九条は、そういった海上自衛隊の持つて、おります技術とか能力とかいうことに着目して、そういう特殊なものについては海上自衛隊が行わ

は海上保安庁でおやりになっておられたわけですが、自衛隊ができましたからは海上自衛隊に引き継ぎました。その際に、危険な掃海的面積がこの程度であるということ想定して、それをずっと逐次毎年やってきたわけです。その実績が現在九十二%になっている、こういう趣旨で答弁されているわけでございます。

○鈴切委員　それでは防衛庁長官が答弁をされた九二%というのは、要するに機雷の掃海に対しての九二%であって、残す八%はまだ機雷が八%掃海ができていない、そのように私も判断をいたしましたわけでありますけれども、それであるならば、その他の危険な爆発物については何らの書類も何らのデータもないかという問題であります。これは、占領期間中において米軍が投棄したあるいは処分をしたという問題については、どのようにして日本政府がこれを受け継ぎ、現在どの所管の省庁がこれを持っているかという問題についてお伺いいたします。

○大戸(基)政府委員　そのことについて、現在私資料を持っているわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、海上自衛隊は途中から海上保安庁の業務を引き継いでおります。それ以後の数字はわりにはっきりしているわけでございます。終戦当時米軍からどういうふうにとどの機関が引き継いだかということにつきましては、われわれ現在明確にいたしておりません。

○鈴切委員　そうしますと、占領の期間中に占領軍が投棄をした爆発性危険物、すなわち弾薬、砲弾、イペリットガス弾あるいはそういうものに類似するものについては、防衛庁については全然資料がない。すなわち、日本の国におけるところのそういう危険性のものに對しては何ら関知をしない、そういう結論ですか。

○大戸(基)政府委員　何ら関知をしないともしも私が申し上げると言い過ぎになるかと思えますけれども、必要限度において陸上なり海上なりの危険物の掃海なり不発弾の処理等をやるという任務は法律上も与えられておりますので、現在の問

題である海につきましては、これは推測になりまされども、おそらく終戦後旧陸海軍省のことを引き継ぎました復員省あたりの資料によって、海上保安庁が、米軍がどの程度のところに大体どの程度の機雷を敷設したのであるかということ、当時おそろしく情報を得られて、正確な情報がある程度得られたかどうか、戦争の直後のことですから常識的にそう正確に得られたかどうか疑問でございまして、できるだけの得られた上で、この海面は危険だから掃海すべきであるという業務を始めて、そして途中で海上自衛隊ができましたので、先ほど申し上げましたような仕事を逐次やりまして、九十数%まで実績が上がっております、こういうことでありまして、全然お尋ねのように第二次大戦のときの危険なものを放置しているというわけではございません。あと限り与えられた資料に基づいて仕事はしている。陸上におきまして、不発弾等が発見されましたら、陸上自衛隊がかけつけて処理をするということは常時やっているわけで、放置しているというわけではございません。

○鈴木委員 私はおかしいと思うのですがね。機雷において九二%の掃海ができた、そのように言われているわけでありまして。それは何らかの資料によつて少なくとも掃海をされて、九二%掃海が終わつて、残すところ八%になった、そのように言われている以上は、私は何らかの根拠なり、あるいはそれが米軍によつて引き継がれたものによつての機雷の掃海ではなからうかと思うのであります。そうした場合に、たとえば砲弾、爆弾、イペリットガス弾、そういうたぐいのものも、何らかの資料なくして、全然引き継ぎがないなんてことはあるはずはないと私は思うのです。いつも防衛庁の場合においては、たとえばこの間の新島のあの前浜の海岸においても、たまたま流れてきて、そうしてそれを子供が火に入れておつたところ、たまたま爆発して一人死に、一人重傷という問題が起きた。この問題も、当然米軍がもっと深いところへ投棄をすれば、こんな問題はなかった

たわけでありまして、非常に浅いところに投棄をしたために、それから掃海をされて六千発からのたまたま出た。これを今日まで実は防衛庁のほうではほうっておいたという事態が起つておるわけでありまして。今度のイペリットガス弾においてもやはりこういう問題が起つて、昭和三十三年に掃海はしたけれども、実際に掃海によつてあがつてきたものはなかった。なかつたけれども、今日このようにしてほうっておいたがゆえに大きな事故が起きて、言うならば急遽掃海をしなればならない事態になったと私は思うのです。そうなった場合に、少なくともこういう問題について何らかの書類が受け継がれていないという防衛庁の考へ方、それではこの近海にそういうものが投棄された危険性というものは国民はぬぐい去られないじゃないか、私はそのように思うわけでありまして。少なくとも防衛庁においても、こういうふうな問題もかなり私はあるかと思うのであります。たとえて言うならば、瀬戸内海の大久野島という島については、防衛庁にはこの資料も何もない、そのようにおっしゃっておるのですか、その点について。

○大戸(基)政府委員 まず全体の問題として、旧軍のことが防衛庁に引き継がれておらないはずはないというふうな御趣旨のようでございますけれども、これは私から申し上げるのもたいへんおこがましいわけでございますけれども、自衛隊と旧軍とは、憲法ももちろん違ひますし、性格も違ひまして、旧軍の仕事は途中で断絶いたしております、自衛隊がすべてそれらを引き継いでいるわけではございません。ただいろいろお話のような、国民に対して危険が及ぶというふうな不発弾だとか機雷等の処理につきましては、自衛隊ができませんと同時にいろいろな任務を与えられておりますので、それができるだけ旧軍なりアメリカなり、その他関係各省の資料と、それから現実にかりに不幸な事件がありましたら、それによつてさらに情報を収集してその任務を遂行しておるというのが全般のたてまえでございます。

お尋ねの大久野島につきましても、いま申し上げましたとおりで、あらかじめ全部の資料を旧軍から引き継いで持つておつたというわけのものではございません。ただある人に危害が及んだとかあるいはガスが漏れているという情報によつて、関係各省あるいは知事のほうからの自衛隊の専門家を派遣して、その調査をいたして、そしてほら官を派遣して、その調査をいたして、そしてほら穴その他を見まして、これはこういうガスであるとか、大体この中にはこの程度のものが入つておるというふうな調査をする、そういうふうな協力はいたしておる、こういうことでございます。

○鈴木委員 それでは、防衛庁といたしましては、爆発物に対しては事故が起きたときに初めて行動を起こすというふうなことになるかと私は思うのです。それでは私は、この近海あるいは公海等においてそういうものが投棄され、しかもそういう危険性を持っているという段階において、国民が非常に不安に思つてはどうかと思うのですが、防衛庁といたしましてはこういう問題について米軍から引き継ぎを受けていないというが、少なくとも米軍は何らか、たとえば終戦連絡事務局とか、あるいはそういうところにそういうものを引き継いで、さらにそれが防衛庁あたりに引き継がれているのではないかと私は推測するわけでありまして、その点について伺いたします。

○大戸(基)政府委員 事件が起きたから初めてやるというわけではございません。事件が起きたら、もちろん直ちに緊急の措置をとります。しかし事件が起きなくてもいろいろな情報がある場合が起きます。たとえば建物、土木工事をやる際に掘つておつたら、旧米軍が日本軍かわかりませんけれども、とにかく爆弾らしきものが出てきたというふうな情報があるときあります。危険はまだなくても砲弾らしいというふうなことでありさすれば自衛隊はすぐ飛んで行くこととはしよつちやうやつておる。つまり事件が起きなくても情報さえあれば直ちに措置をとるというふうなことをやっております。

海の場合につきましても、先ほどから申し上げておりますように、終戦直後のことでございまして、旧敵国にどこに何発機雷を落としたというふうな情報を直ちに旧復員省なり海上保安庁が米軍から資料を入手できたとはなかなか想像できません。米軍もおそろしくなかなか教えないし、また戦争の混乱のときですから、教えるだけの材料もなかったのじゃないかと推測されるわけです。しかしそうも言つておれませんか、できるだけ米軍の情報もと国内の情報もとつて、この海は危険であるというふうなことから、掃海面積を一応予定して、そして海上保安庁がやりになり、途中から海上自衛隊がそのことを引き継ぎまして掃海を実施しております。

なお数字のことをちよつと申し上げますと、掃海面積は九二・九、ほぼ九三%までいってあります。さつき大臣が九二%と申し上げましたけれども、ほぼ九三%までいってあります。あと七%ばかりは、その完全無欠な資料とは申し上げませんが、その資料に基づいて一応掃海すべき面積のうち七%は残っている。ただ非常に危険と思われはうから先にやりまして、そして掃海を済ませてここは安全になりましたからどうぞお通りくださいというふうなことを瀬戸内海等でどんどんやつてまいりまして、現在ではほとんど危険はなくなつております。七%といふのは推測でございますけれども、ただその地図の上に、情報を得た中で、一応そのワケに入つておりましたので、まだ七%完全に掃海が済んでないというだけで、実際の危険は常識的にはほとんどないというふう

に承知いたしております。

○鈴木委員 掃海艇の問題であります。先ほどから掃海艇の掃海能力は、機雷というふうな非常に特定のものに限つてやつていたために数十メートルというふうな非常にあいまいなおことばを言われたわけでありまして、掃海艇はいま現在日本の国に何そうあるか、そしてまた実際に掃海艇の探知できる水深は何メートルであるか、その点をお伺いいたします。

○**大戸(基)政府委員** 掃海艇は三十九隻、約一万一千トンと記憶いたしております。探知掃海し得るのは約四十メートル程度でございます。

○**鈴切委員** いま九十九条の法的な解釈からいふならば、私は少なくともこういうふうな七万二千トンからの放棄された爆弾、砲弾、イペリット弾、そういうものが投棄されているであろうという観点に立つならば、この所管はやはり防衛庁が当然九十九条の立場に立つてやるべき筋合いのものである。しかし掃海艇の能力はない。しかし私はここで考えなければならぬのは、現在その掃海艇を何をしようかというのであります。少なくとも日本の国は、現在このような状態から戦争への危険というものはほとんど感じられない状態であるならば、掃海艇というものがただ単に水深四十メートルぐらいのことが探知できないようなものを持つていくのでなくして、少なくとも現在の国民の不安をとる意味においては、電探等、そういうものを掃海艇につけて、そしてこういうふうな深海においても十分に能力が発揮できるような装置を今後つけていかなければならないのではないかと、そのように思うのでありますが、その点お伺いいたします。

○**大戸(基)政府委員** 掃海艇は、先ほども申し上げましたように、万一の侵略がありました場合に、侵略者が日本の港湾なり海峡なりを封鎖するために機雷を敷設するということが想定されますので、そういう場合にそれを直ちに除去する、そうしてわがほうの航行ができるようにするというのが本来の任務で、それは日本に限りません。どの国の場合もそうです。そういう能力を持つておりますので、瀬戸内海等の水深に適するところは九十数%まで現在やっているというところでございます。御提案の、もっと深いところまで掃海能力を持たしたらどうかということでございますけれども、一つの検討事項であらうかと思えますけれども、常識としましては、敷設する機雷を除去するのが主任務でございますので、やはりそれに即した能力を持たすというのが常識的なこと

となるのではなからうかという感じを持っております。

○**鈴切委員** 掃海艇については、あなたがおっしゃるとおり、やはり主たる任務はそういうこととございましょうけれども、しかし、いま現在、とりわけ戦争への危険というものを感ぜない限り、日本においてはやはり国民のために愛せられる自衛隊のあり方というものを如実に示していかなければならない時代ではないかと私は思うのであります。そういう意味において私は、そんな四十メートルぐらいしか探知できないようなものでなく、その中の何そうでも私はけっこうだと思ふが、少なくともそれぐらいな水深の深いところに電探できるような器具をこの際積んで、そうして自衛隊自体が率先してこの問題に当たるといふ姿勢を私は申し上げていくわけでありますが、その点についてもう一度……

○**大戸(基)政府委員** 今度の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、自衛隊も積極的に参加すべきである、能力の及ぶ限り積極的に参加しているつもりでございます。装備のことにつきましては、将来の検討事項にさせていただきますかと思ひます。

○**鈴切委員** 投棄に関する米占領軍の命令、指示、行為について過失がない、そのように判断されているかどうか、その点についてお伺いいたします。

○**大戸(基)政府委員** 本件につきましていろいろ調査しましたところ、米軍のこのイペリットの投棄行為につきましては、故意または過失がないということでございます。

○**鈴切委員** それではたとえば四百メートルの水深に投棄すればそれで過失がないかどうかという問題。現実には人的損害を受けているいま現在の状況にあって、少なくとも過失がないとはいえないのではないかと。結論的にいって、いま現在人的に損害を受けているとするならば過失である、私はそのように判断をしているわけでありまして、また当時投棄をするときに、少なくとも八百メートル

の深さに投棄をしよう、そういう相談もあったかのように承っておりますわけでありまして、それが四百メートルあるいはその前において投棄をされたという事実があるとするならば、それは当然米占領軍によるところの過失である、そのように私は思うのでありますが、その点についてもう一度見解を承りたい。

○**大戸(基)政府委員** 投棄した場所は公海でもございまして、また当時の漁業の漁法から考えまして、この投棄された水深のところを底びき網がひくというようなことは当時は考えられなかったわけでございます。そういう意味合いにおきまして、私どもはこの投棄に関しまして故意、過失はなかったというふうに判断をいたしております。

○**鈴切委員** 今度上がりましてイペリットかんについて、水深約二千メートルのところのほうへまで持っていきました、そして投棄をしている、そういうことを聞いていますわけでありまして、私も、私は、防衛庁はこのイペリットガスかんについては、やはりそのような深さのところまで持っていかなければ完全に安全ではないという立場に立つておやりになっているのではないかと思ふのであります。そうするならば、当時八百メートルのところのところに投棄をしようといわれておったにもかかわらず四百五十メートルあるいは四百メートル、それ以下の水深のところに投棄されたとするならば、私は、過失があった、そのように思うのであります。その考え方についてもう一度お伺いします。

○**大戸(基)政府委員** 繰り返し申し上げますが、投棄した場所は公海でもございまして、当時の投棄した行為というものは、それだけの水深の海中に投棄するということは、当時の漁法からいってそういう深さのところに網をひくというようなことは考えられなかったわけでありまして、そういう観点から、私どもはこの行為について過失があったということは考えておらないわけでございます。

○**鈴切委員** 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の「占領軍等の行為」、この行為の中においては、それが「昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで」つまり占領期間中「連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者の行為」が過失によつた場合において、要するにこの占領軍の給付金が適用になるわけでありまして、そういうことから考えて、現実にはその因果関係というものは現在まで続いてきているわけでありまして、それで、ここに来てこういう問題が起こつて、その当時は想像されなかったと言ひながら、現実には八百メートルのところまで投棄をしなければならぬ、そのようにいわれておつたのが、実際には四百メートルのところに投棄をされておつたということを考えたときに、公海であればそれで全然過失がないのであるかという問題、これも私は大きな問題にならうかと思ふのですが、その点について、こゝでいまあなたにそのことを言つてもなかなか結論は出ないと思ひますが、私は十分に検討する余地を残そうかと思ふのですが、その点についてお伺いをいたします。

○**大戸(基)政府委員** この被害者に対する措置につきましては、先般来総理府をはじめといたしまして各省で協議いたしておりますが、残念ながらいまだに主管がきまつておらないわけでありまして、近く再度関係各省の間で協議が持たれるように聞いておりますので、そういう面でも検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

○**鈴切委員** 一言加えておきますけれども、ドイツにおいては、御存じのとおり、こういうふうな種類のものは全部コンクリート詰めにして深海に投棄をしている。こういうふうな処置がとられたとするならば、私は占領軍の行為によるところの過失ではないというふうに判断ができるのではないかと思ふのですが、現実には人的損害、そういうことが起こっている現状において、私はこの点についてはもう少し煮詰める点があらうかと思ふのであります。たとえば占領軍の行為に過失があった場合にはこのように給付金が出されるわ

けであります。占領軍の行為に過失がなかった場合においては全然何も出されてはいないかという問題であります。その点について伺いたいと思います。

○鐘江政府委員 これは先生も御承知だと思いますが、昭和二十七年五月の閣議了解に基づきまして、家財等の見舞い金の支給を行なっておりますが、これはあくまでも占領期間中におけるところの占領軍の行為等によって占領期間中に生じた損害、これに対する見舞い金の措置でございまして、しかも現在はこの支給根拠となつてゐるところの關係通達も廃止されております。

○鈴切委員 私はそこにも少し問題があるかと思ふのであります。昭和二十七年の五月に閣議了解によつて見舞い金が出されておる。その見舞い金は占領軍の過失あるいは過失でないを問はず、一応見舞い金が出されておるわけでありまして。そのうちであるならば、現在の法のたてまえからいって、占領軍の過失でなくとも私はこの際こうやってイペリットガス等によつて被害を受けた方々について見舞い金を出すべきが法のたてまえではないかと思ふのであります。結局占領軍の過失によらない行為というふうになりますと、今度は法的には何ら救済する方法はないわけでありまして。あとは労災法あるいは船員保険法という、これはどこまでもお互いの掛け金によつてなされるものであつて、法的な救済というものはなされないわけでありまして。政府としては、全然そういうことについての救済の方法としてはこの道しかないとするならば、私はたとえばそれが過失でないという場合においては、見舞い金の点においては何か考慮すべきではないかと思ふのであります。総務長官その点についてはどうでしょう。

○山中国務大臣 ただいまおっしゃつたように、漁業者については、労災に対応する船員保険の適用で一応対処できるわけですが、船主側については、漁網等を切斷、投棄した場合等については漁具保険の対象になる。しかし、これも私の所管

じゃありませんけれども、国が見舞い金を出すという性格のものとは違ふではないか。おっしゃる点はまさにそのとおりだと思います。ただ国が対人事故について見舞い金を出すケースについては、たいへんむずかしい問題があると思います。したがつて、今度御審議願ひ予算で、そういう予測せざる天災地災も含めまして被害を受けた場合なんかに対応するために、国民一人一人が保険に入つておるような任意加入的な共済保険みたいなものはできないだろうかという意味で、これは損保会社等はやつておりますけれども、地震とかなんとかという場合には人間の補償という問題等がやはりもう少し別枠で考えられないかということである。はたして国民の間にそういう制度が根づくであろうかということも調査費もつておられますけれども、まだこの問題だけでも対人補償を国がきちんとやるということにはなかなか結論づけられないと思ひます。この問題は私も当初総務長官が当然すべき仕事であると思ひませんでした。しかし、あちこち連絡をとつておられますうちに、これは海上保安庁にしても、水産庁にしても、防衛庁にしても、あるいはその手当てをする厚生省にしてもばらばらで、とてもだめだと思ひましたので、緊急なものとして私のほうで積極的に総理府として引き受けて、各方面には指令を出しあるいは相談をかける会議を招集し、次々と予算措置や実行をしていったというものであります。

自衛隊と旧軍のそのような危険物との關係であります。私も、占領軍の責任においてもしくは占領軍の命令において処理されたそのような危険物が全く資料がないというのは疑問に思ひますけれども、しかし、あのような初めて体験した敗戦の混乱の中で、あるいは結果的にはそういうことになつたのかもしれないと思ひますが、やはり瀬戸内海の毒ガス島等についても、積極的に自衛隊のほうでそのような金処理能力を発揮してもらつておりますし、今度のことでも気持ちよく船に乗る組織で協力してもらつております。また防衛庁の職員の退職金の通算は、戦前の軍歴も通算して

ございまして、したがつて、責任はどことが負うということなくて、各省積極的にやりますが、防衛庁も旧軍の遺産だから敬遠するという気持ちでなくて、やはりそのような意味では協力をよくしてもらつておると私は思つております。ですから、先ほどのやりとりを聞いておりますと、漁民の方々なしは国民が心配を申しますか、どこまでも責任がない、全然わかつていない、いつどこでどんな危険が過去の大戦の結果として起るかもしれないんだという不安を与えるおそれがありますので、そういうことの責任の——法律論は別といたしまして、どこに責任がある、そういう国がこれらの問題が常時起こらないように、あるいは起つたら緊急再発を防ぐように措置をする責任がある、そのことを私どものほうで明言しておきたいと思ひます。

○鈴切委員 この問題の最後として、山中総務長官は、休業補償等については漁業共済並びに漁網の具体的事実の上で立つてそういう見舞い金等の支出が考えられると思ひます。こう言われておるわけでありまして、漁業経営者の休業による損害金あるいは見舞い金に対しては、先ほど言われたように漁業共済、この道が開けておるわけでありまして、実際には銚子においては漁業共済に入つていないという事実であります。これに対してどのような処置をおとりになるかということですが。

○山中国務大臣 漁業共済の歴史もたいへん浅うございまして、あるいは入つていない方々もおられるかもしれませんが、入つていただくことが理想であります。入つておられない現実をどうするかという問題でございまして、そこらの点では先ほどの対人補償は直接国家的には困難であるが、さてこのケースはどうするかという問題はこれから相談いたしますけれども、さて船主の補償等については、この席でどうできるかについては、ちよつといまのところ自信がございません。

大先輩である川島副総裁が邪悪で全軍労の問題で言われておるわけであつたが、その全軍労の問題の解決について本土防衛には義務はない、そのように言われておることについてお聞きになっておるかどうか、お伺いいたします。

○山中国務大臣 聞いてはおりませんが、新聞で見ました。川島副総裁が行かれたのは、沖縄自民党結成と申しますか、本土自民党の沖縄県支部というものの切りかえのために自民党を代表した副総裁という形で来賓として行かれたと思ひます。そのようなことでございまして、政党内の発言はお互いの党でもなかなかならぬ意見を申し上げます。ことにこの前の主席選挙で自民党といつたしては破れ去つた。主席選挙の背景もございまして、だから現地に行かれての発言では、あるいはそのような屋良主席の、革新主席の立場でものを頭置いて、いわゆる対立した政党的立場でものをおつちやつたのだらうと思ひます。しかし私が今日まで一貫して申しておりますこと、これは何も一閣僚ではございまして、総理を含む全政府の姿勢であり、そして外交的には外務大臣も含む統一された見解について述べておるわけでございます。それを調整いたしますし、党が私どものいまの姿勢を正しくないという判断がありまして、私どもが、祖國としてやつてあげなければいけない、お手助けしなければならぬことであるという確信には全然相違はございません。しかもそのことはすでに外交ルートにも乗つておるわけでございますから、そのことによつて後退することはありません。

○鈴切委員 あなたがおっしゃることもある程度はわかるわけですが、しかし自民党の総裁が即総理、また副総裁は相当のやうな影響力を持つておるかと思ひます。それが現在の山中総務長官がとつておられる態度と全く相反するような発言をされたということに対して、私は、自民党の副総裁である川島さんの問題より

も、あらためてここでやはり政府の山中総務長官の態度を明確にしておかなければならない、こう思うのであります。

そこで、沖縄全軍労は第三ストをおそくとも四月の中旬までに行なうと断言をしております。彼らは、これは単にアメリカへの抗議でなくして本土政府の怠慢に対しての抗議である、そのように言っているわけでありまして。にもかかわらず、川島副総裁は沖縄において、本土政府が首を突っ込む責任はないと発言をしたということによって、全軍労の方々も住民の方々も非常に不安に思っているわけでありまして。また本土政府への不信感を一そう増長させて、そうして三波ストに流血騒ぎでも起こすのではないかと、そのような心配も私は考えるわけでありまして。そこでほんとうに本土政府としては全軍労問題について責任がないと言われているのか、はつきりその点を御回答を願いたいと思っております。

○山中国務大臣 私は全軍労のストライキ問題について責任があるとは申ししたことではありません。このようなことが繰り返して行なわれることをやめさせなければいけない、あるいはそういうこととの遠因はどこにあるか、それは雇用形態の本土との違いである、あるいは待遇についても、本土との間に解雇予告期間についてもあるいは退職金そのものについても随分とおおきな差が見られる。これらの点をすみやかに祖国の責任において本土並みにして差し上げたんだ。施政権がたとえ現在あることを前提として、その中で模索し得るあらゆる条件を研究して、そうしてアメリカ側の了解も取りつけて、少なくともアメリカ側が直接雇用する形態というものを避けてあげたい。それがまた波紋を及ぼすところ県民同士が流血の惨に及ぶおそれあり、そのような痛ましい事故に発展しないよう、ストがあろうとあるまいと祖国の責任においてやらなければならぬことである、こう申し上げておるわけでありまして、三派とか二派とかいうことと関係なしにやらなければならぬ責任を持つておるわけでありまして、どのよう

な発言が党のほうからありまして変化はございません。

○鈴切委員 私は、ストを好んでやるうというのではないと思うのです。そこにはやはり間接雇用の問題あるいは退職金等の問題で生活に直結した問題があるために、やはりストというものを回避できないでエスカレートする傾向にあるうと思うのであります。総務長官が過日の参議院の沖縄北方問題の特別委員会、沖縄での全軍労の雇用問題については、米側も最近態度を変え、この問題に沖縄に関する日米協議委員会の場で話し合ってもよいと言っておる、したがって、解決の日はごく近いと思う、そのように述べられておるわけでありまして、その経過と、そしてこの問題が解決される見通しが近くなったということについての見解について伺いたいと思っております。

○山中国務大臣 いままで日米協議委員会というのは、その年度の日本政府の沖縄援助予算について、形式的に施政権者であるアメリカと打ち合わせをするというだけでありました。しかし、今回からは、七二年返還という前提のもとに、予算並びに当面の問題についての意見も交換することになったわけでありまして。その内容については、施政権の問題として、いまだ日本政府とアメリカ政府との問題ではないといつて、全軍労の問題について日本政府側の二回にわたる申し入れについて的確なる回答がなかったアメリカ側が、両国相談をいたしなましうということに、外交ルートあるいは沖縄の高等弁務官のランパート中將等の意向が変わってきたということ、非常に大きな前進であると思っております。近いというのは、いつ解決できるかという問題について私は答えたのでありまして、万博の開会式の日国会のほうがあけてもいいということでありましたので、私、ランパート高等弁務官と会うために、取りあえずその問題について最終的に話を詰めようと思つて日程を一応組んだのであります。先にランパート高等弁務官の日程等がすでに組まれており、また逆に、屋良主席が上京されますので、両責任者不在

のところに私が行つてもしょうがないと考えまして、その日程はとりやめました、話し合ひは、形をどうとらえようか進展をいつあるのございませう。なるべく早く解決を見るようにしたい、こう考へておるわけでありまして。

○鈴切委員 それでは本題に入りまして、輸出会議を貿易会議に名称を変更することについては、輸入というものは、非常にいま日本が経済大国になつたということから、低関税国に對するところの援助も含めて大切になつてきたという観点から、輸出会議を貿易会議にして、輸入に對しても協議をするということでありまして、私はその点については一歩前進だ、そのように思つております。四十五年度における貿易の収支をどのように見ておるか、また総合収支はどうであるか、現在の外貨準備高はどのくらいあるか、その点についてお聞きします。

○原田政府委員 四十五年度の貿易収支でございしますが、IMFで輸出が百八十八億ドル、輸入が四十八億ドル、貿易収支四十億ドルの黒字を予定いたしております。

○鈴切委員 現在の残存輸入制限品目は百二十品目でありまして、今後急速に自由化への方向を余儀なくされると思つて、政府としてどのようなスケジュールを組んでいられるかということが一つ、今後輸入のウェイトが重くなつてまいりますと同時に輸出振興策が税法上、金融上緩和されて、資本の自由化へと進んでいくと思つて、貿易会議と、資本自由化を主体とする外資審議会と、経済協力を主体とする経済協力審議会との関係は、輸出入に重大な関係があるかと存じます、その点についてどのようにお考へになつていかうか伺ひをします。

○原田政府委員 最初の残存輸入制限の緩和、撤廃への動きでございまして。昨年の秋に、先生御指摘の百二十品目、自由化を実施いたしました結果、現在百九品目になっております。この百九品目につきましては残存輸入制限品目につきまして

は、去年の十月の閣僚協議会の席で、四十六年末までに当時百二十品目であった残存を半分以上に減らすということが定められております。この場合、百二十品目以上という半分の半分でございますので、六十品目以上を自由化するということにたてまゐるわけでございまして、自由化すべき六十のうち五十五品目につきましては、そのときにすでに何を自由化するかと品目が決定されております。したがって、私どももいたしましては、まずことし、今月の終わりがらまでの間に残りの五品目を加へまして、六十品目来年の末までに自由化するべき品目の名前を決定する段取りに進みたいと思つております。

それから、自由化することがきまつております品目につきましては、来年の末までにやるという予定になつておるわけでございますが、これは来年の末までは一つもやらないということではございませんで、できるだけ前向きに自由化を促進するといふ立場をとつておりますので、おそろしく四月の初め、大体各年度の初めといったような区切りのいい時期に自由化が実施されておりますので、今度の四月一日ごろにも数品目の自由化をするといふことになるかと思つております。

そのあとどのようなスケジュールでいくかという具体的な品目その他はまだきまつておりませんが、今後のわが国の輸出入の数字、黒字累積の程度、また国内産業の合理化、競争力の強化、そういうことによりまして、自由化に對する措置ができるかどうかというようなことの進展等ならみ合わせながら進んでまいりたい、このようなスケジュールに考へております。

それから、次の御質問の経済協力、外資導入及び輸出入、これはわが国が直面いたしております對外経済取引のいろいろな面でございます。過去におきましては、まず商品の輸出という面が先行いたして、技術革新といったようなことのために、外国からの技術あるいは資本の導入のほうにやや量的には進んでいく傾向にございまして、

これからは、貿易の面におきましては、輸出と並んで輸入に重点が置かれる態勢になってまいりますし、また資本取引の面におきましても、外資を導入するということと並びまして、わが国からも特に発展途上国等を中心にいまして対外投資を積極的に行なわなければならないという事態に進むのではないかと存じます。したがいまして、私どもは、こういう貿易と資本のあらゆる側面につきまして、それぞれの持ち場というものが十分に発揮されますような形でバランスをとりながら進めてまいる必要があると存じております。その輪のために、輸出入についての大きな政策は、この輸出会議、過日お願ひしております貿易会議において御審議を願ひ、経済協力につきましては対外経済協力審議会において審議を願ひ、外資導入につきましては、外資法に基づきます外資審議会を中心として御審議を願つてやつてまいるのが適切ではないかと考えております。

○**鈴切委員** 経済協力については、通産、外務、大蔵、農林、経企、建設、運輸と、各省庁間にまたがっている問題であります。いままで、その調整に全く円滑を欠いていたというくらいのもあるうかと思いますが、貿易会議によって、貿易に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡、調整がはたしてうまくいくかどうか、その点についてひとつ……。

○原田政府委員　経済協力の分野は、その経済協力の形態が、クレジットの供与あるいは延べ払い、あるいは対外民間投資といったような、非常に多くの形態をとっております。したがって、現在では、その所管をいたします関係各省がそれぞれの仕事、責任におきましてこれを分担をいたしております、経済協力を一緒に遂行するという体制がとられております。ただ、貿易の分野におきましては、輸出入ともに通産省において担当いたしております。現在まで、輸出会議におきましては、十二プラス総合会議という十三の部会を踏まえまして、輸出振興のために輸出意欲を盛り上げ、官民協力されまして輸出振興のための

施策の実現にたいへんに御貢獻をいただいて、その結果、輸出に關します限りは、ここ数年、やや黒字がたまるというところまでこぎつけたのではないかと思います。今後輸入という問題がいろいろな観点からたいへん大事になってまいりますので、輸出振興のために官民の努力を結集しました輸出會議の機構と努力を踏まえまして、輸入の面にまでわたりました関係各省が、もちろん關係がございまして、十分連絡をとりまして、御指摘のようなそご、連絡の不円滑というようなことがないようにして、輸出會議が輸出の振興についておさめられましたと同じような効果というものを、輸入と輸出を踏まえ、貿易全体の面で期待にこたえるように持つていきたいと考えております。

○銚切委員 提案理由の説明の中で、「発展途上国との貿易アンバランスの拡大、わが国の経済発展を維持するための資源確保の問題等」とありますが、わが国が発展途上国から今後輸入する資源は、一次産品の買い付けであるか、それとも、地下資源の確保を主体とするのか、どのようにお考えになつてゐるか。

○後藤政府委員　お答えをいたします。

輸入の必要性につきましては、この輸出會議を貿易會議に改組するという姿勢からも明らかでございまして、現在、日本の国の産業の發展にとりましては、特に原料資源、例をあげますならば、たとえば、鉄鉱石にいたしても、強粘結炭にいたしても、さらに木材資源にいたしても、非鉄金屬にいたしても、またボーキサイト、また石油等にいたしても、また石炭等にいたしても、この原料資源の確保という問題が非常に大事であります。それで、これはもっぱらわが国が自給から見た場合の産業の今後の發展という点から、その輸入が大切なわけであります。片や、御指摘のとおり、現在、特に日本が輸出面におきまして三十数%を依存しております東南アジアの近隣諸国との間の片貿易の傾向は、ここ数年來非常に開いておる。また、先方の国々にとりま

しては、何かもう少し貿易のバランスがちゃんんととれるように日本側として輸入措置をとってほしい、こういう要望がございます。そのまた反動といったしまして、一時的に輸入制限をしたり、輸入ストップをしたりするような事例もたまにはございます。したがって、この隘路を打開いたしますために、日本側としましては、現在どうしても向こうの一次産品を購入しなければならぬが、発展途上国でございますので、日本としてやはり経済ベースで買えるものが必ずしもない。しかしながら、一方において、先ほど来申し上げておりましたような事由で、これを促進するという立場がございます。したがって、広い意味で申します一次産品の中に、そういう地下資源的な原料資源的なものを含みますが、同時にまた、あるいは飼料でございますとか、あるいはそれ以外のものでございますとか、そういった動植物性の種々の資源がございます。そういったものの輸入をも、今後民間ベースで、さらにまた政府のある程度の援助をも含めまして促進するような方向に、向かっていかないと、日本全体の貿易の健全な、成長にわたつての発展は望まれないかと存じます。

○**鈴切委員** 地下資源としては、代表的なのは石油あるいは鉄鉱石等があげられると思いますが、鉄鉱石を豪州と共同開発をして輸入をされておりますが、今後豪州だけに依存するの、その他どういう地域を想定されているのか、現在の日本の鉄鉱石の輸入はどれぐらいあるのか、また、豪州より輸入をしている鉄鉱石はどれぐらいあるのか、その点について一応……。

○後藤政府委員 現在、日本の鉄鋼業の非常な隆盛の状態というのは、世界で第二位、アメリカに次ぐ状態になっております。御承知のとおり、日本には、鉄鋼業の最も不可欠とする資源でございまして鉄鉱石並びにコークス用の強粘結炭がございません。それで、現在、御指摘のとおり、豪州あるいは米国のバージニア州、それからまたインド、ほとんど世界のあらゆる地域にわたりまして

て、鉄鉱石並びに強粘結炭を輸入しておる現状で
ございます。

数字をあげて申し上げますと、昭和四十三年度におきましての鉄鉱石の国内の需要が七千七百四十万トン、これに對しまして国内供給分は十三万七千トン、これに對しまして国内供給分は千八百八十五万六千トン、したがひまして、この差額の実に八四・七％というものは海外に依存をいたしております。原料炭につきましては、四十三年度の需要は四千三百六十五万トン、これに對する国内の供給分が千二百二十六万トン、その差額であります海外依存度は七一・九％に及んでおる、かような実情でございます。

今後とも日本の産業が拡大するにつきまして鉄鋼業のみならず、石油精製業をはじめ、先ほど私が申し上げましたような各種の基幹産業における海外依存度は、さらにまた強くなっていることかと存じます。

○**錦切委員** 輸入の自由化が進むにつれて、わが国の大きな課題となつているところの農業改善あるいは中小企業構造改善等、まだ手がけたばかりの国内産業との競合が必ず起こってくるというふうに思われますけれども、その点、時期的に、品目的に十分検討して、輸入においては調整すべきではないかと思いますが、その点について政府はどのようにお考えになつてゐるか。

○後藤政府委員 仰せのとおりであらうと存じます。ただいま申し上げました日本の國際的地位の向上と日本自身の國內産業の發展とからくる要請、さらにまた、貿易の主要相手国でございまず近隣諸國の要請、そういった要請がございまずと同時に、國內にはまだそうした立ちおくれの農業でございまずとか、一次産業部門に従事しておる分野がございまず。したがひまして、今後とも輸入の自由化の施策が一番直接に響いてまいると存じますので、その間、先ほど通商局長から申し上げましたように、現在残存輸入制限品目が百九品ございますが、これは方向といたしまして漸次自由化されていくということは間違いないところであらうと存じます。このタイミングにつきま

ては、緩急よろしきを得て、でき得る限り国内の産業というものに致命的な打撃を与えないように、その間の時期は十分に考慮しつつ行なっていくべきものであると存じます。

○鈴切委員 最後に、大蔵省の通関統計によりますと、六九年度の対米輸出総額は約四十九億ドル余となつております。東南アジア、近隣諸国への輸出は約四十四億ドルである。いわゆる九十四億ドル。東南アジアの諸国はわが国にとってアメリカと並ぶ重要な市場であります。その中でも上位八カ国、それはいずれもわが国の近隣国になつております。また、ベトナム動乱にアメリカが介入をして以降、わが国の輸出が急速に拡大をしていく現状において、わが国の得意輸出先は米経済に影響される諸国である。現在ベトナム戦争が縮小化されている傾向にあり、米国の経済自体財政引

き締め等を行なつておる観点からいって、今後とも高輸出が維持されるということは非常にむづかしくなつてくる推移ではないかと思つております。今後の輸出に対する見通しは必ずしも樂觀が許せないんじゃないか。そういう中にあつて、経済の底が浅い日本の国において、何といつても私は、輸出を基調とした経済政策を今後とも確保すると同時に、その上に立つての輸入政策を考えなければならぬと思つておられますけれども、その点について見解をお伺いしたい。

○後藤政府委員 全く先生の仰せのとおりであると存じます。このところ二、三年来輸出が非常に好調でございました。これは国内の要因もございしますが、主として国際的な好調、いま数字をおあげになりましたが、特に日本の主要輸出相手国である米国その他の好況にはなほ大きく左右されたものでありまして、かつて一部に黒字定着論というふうな意見がございましたが、およそ貿易というものは相手次第のものであります。特にわが国のごとく輸出とともに貿易の依存度が三十三数%にものぼるといふ、世界でも一番大きな貿易依存度を持つておる国におきましては、特に輸出によりましてわが国の外貨収入の一番主要な根拠とする

という、今後とも輸出を尊重するという基本的態度は、変更があつてはならない。同時にまた、それと見合つたものとしての、長期的な輸出の伸長という観点に立つた輸入の促進であり産業の発展である、かように考える次第でございます。お説のとおりであると存じます。

○和野委員 和野耕作君。貿易会議の今度の提案ですけれども、いままでの輸出会議に対して輸入という問題をふやしたわけです。輸出会議の場合は、総理大臣を議長とする最高の会議があつて、それから局長級のレベルの会議があつて、幹事会というものがあつて、その下にまた課長ベースのいろいろな各省の打ち合わせがあつてという仕組みに實際はなつておりますか。

○後藤政府委員 これまでの輸出会議におきましては、内閣総理大臣が議長でございまして、通商産業大臣が副議長、それから経済企画庁、外務、大蔵、農林、厚生、運輸、建設各大臣、さらに日銀総裁、輸出入銀行総裁、その他総理大臣の任命された民間の貿易に見識を有する方々、そういった方が本会議を構成しておられるわけでございますが、その下に産業別の輸出会議に付属いたしまして合計七十五の専門部会がございまして、その下にさらに課長ベースの云々というお話でございましたが、それから下は構成になっております。この輸出会議の庶務は通産省の貿易振興局が扱うことになっておりますので、その間各省と私ども事務レベルで連絡をいたしております実情でございます。

○和野委員 輸出の問題でそういうふうな構成があるとするれば、輸入の場合でも同じような貿易会議の構成は、輸入の場合でも同じような各省の連絡会議が持たれると考えていいですか。

○後藤政府委員 現在新しく予定をいたしておつて、現在御審議をお願いいたしておりますこの輸入会議のもとに、従来の産業別会議のように専門部会を置くかどうかという点は、これはまだ決定いたされておられません。今後の議論の進展に伴つて、必要あれば置くことにすればよいではないかという御議論が先般来ございました。各省間の事務連絡は、もちろんほかの輸出会議と同じようにいたさなければならぬものと考えております。

○和野委員 そうすると、かなり具体的ななど申しますか、小さいといつては語弊があるけれども、具体的な輸入の問題については貿易会議で問題になるわけですね。最高会議という抽象的なものだけではなくて、貿易会議の中での輸入の審議というの、かなり具体的な問題までも審議の対象になるということですね。

○後藤政府委員 従来の輸出会議でもそうでございますが、これはあくまで最高レベルに属するものでございまして、輸出の場合でも専門部会は若干分化したような、こまかいと申しますか、一つ一つの物別に議論をいたしたわけでございますが、輸入会議におきましては、効果的、安定的な輸入の確保、発展途上国からの輸入の促進といったような、そういう一番根本になる議論が主となるものと存じます。従来の輸出会議でもさうようございまして、したがって、いま先生御指摘のように、個別の案件についてどの国から何を輸入するのか、そこから輸入したほうがいいのか悪いか、こういう個別の問題には私は入らないのではないかと存じます。

○和野委員 現在の段階で、そういうどの国から何を、あるいはどの開発途上の国からどういう資源を確保するということの議論しないか、こういうふうな新しい機関を設置する必要があると存じますか。

○後藤政府委員 それはやはり私はあると存じます。たとえば安定的な、効率的な輸入を確保するために、一体全般としてどういう施策をとつた方がいいか。それから先ほど来お話のございましたように、特に東南アジア諸国との貿易のアンバランスを是正するためには、輸出もさることながら、輸入の面においていかなる考え方をし、いかなる方策をとつていったらいいのか。それから、さらにまた、現在これは物価問題とも関連いたしてお

りまするが、特に物価上昇の問題とからんでおりますような物資については、国内の物価対策とかからめて、一体その輸入の問題をどう取り扱つていったらいいのか、これは、またいろいろの問題に波及いたして、国内産業の問題とも関連いたしてまいりますから。それから、さらにまた、大きく世界の貿易が毎年伸長いたしてまいります、その世界貿易の拡大に寄与するために、わが国の今後進むべき道として、日本の国の輸出と輸入の問題はどう取り扱つていったらいいのか。こういうような、個別案件に入らずとも、これから具体的に国をあげ、物をあげずとも、そういった基本的な政策についての方向づけとして、やはり議論の場は十分にあり得ると存じます。

○和野委員 いまあなたがおっしゃることだけでは、とにかく東南アジア各国との間のアンバランスというところになつておつても、たとえば、フィリピンとの間はどうだとか、あるいはシンガポールとの間はどうだ、タイはどうだ、インドネシアはどうだとか、あるいはアフリカのコンゴとか、こういう国はどうだ、そういうことは当然問題になるわけですね。だから、その審議はしなければ意味がないというふうな考えていいですか。

○後藤政府委員 この本会議の場ではなしに、専門部会等で、もちろん例示としてそういう問題はやはり議論になつてくると思つておられます。しかしながら、あくまでこの輸入会議の立て方というものは、先ほど来申し上げておりましたように、従来の輸出会議の例に倣しまして、これは全般的な、包括的な、基本的な問題に関する審議であると存じます。

○和野委員 最初に私がどういふふうな機構でやるかということをお聞きしたのは、総理大臣を議長とした閣僚レベルの問題だけではなくて、各省の関係の局長あるいはそれをカバーするために課長、そういう人たちが連絡をとつてやるという輸出会議の運営、それと同じような運営の機構を、最も重要だといわれるこの輸入の問題につい

て、必要あれば置くことにすればよいではないかという御議論が先般来ございました。各省間の事務連絡は、もちろんほかの輸出会議と同じようにいたさなければならぬものと考えております。

○和野委員 輸出の問題でそういうふうな構成があるとするれば、輸入の場合でも同じような貿易会議の構成は、輸入の場合でも同じような各省の連絡会議が持たれると考えていいですか。

○後藤政府委員 現在新しく予定をいたしておつて、現在御審議をお願いいたしておりますこの輸入会議のもとに、従来の産業別会議のように専門部会を置くかどうかという点は、これはまだ決定いたされておられません。今後の議論の進展に伴つて、必要あれば置くことにすればよいではないかという御議論が先般来ございました。各省間の事務連絡は、もちろんほかの輸出会議と同じようにいたさなければならぬものと考えております。

○和野委員 輸出の問題でそういうふうな構成があるとするれば、輸入の場合でも同じような貿易会議の構成は、輸入の場合でも同じような各省の連絡会議が持たれると考えていいですか。

○後藤政府委員 現在新しく予定をいたしておつて、現在御審議をお願いいたしておりますこの輸入会議のもとに、従来の産業別会議のように専門部会を置くかどうかという点は、これはまだ決定いたされておられません。今後の議論の進展に伴つて、必要あれば置くことにすればよいではないかという御議論が先般来ございました。各省間の事務連絡は、もちろんほかの輸出会議と同じようにいたさなければならぬものと考えております。

てもおやりになるお考えがあるかどうかというのを聞いてみるわけですね。それはそれでいいでしょう、あなたの説明も私の聞こうとするところも、そう食い違っていないんですから。結局、国別の問題を考えるでしょう。東南アジアに對して、基本方針としてどのくらいのものを入力するかどうかというだけでは、たとえば、銅が日本では足りないんですね。銅をどうにかしなければならぬとかということだけでは、銅を確保するのに、アフリカのコンゴからどういうような方法で確保するかということを検討しなければならぬ、そういうことですね。そういうことをおやりになるといふふうに理解していいですね。

○後藤政府委員 輸入会議に将来専門部会が設置され、その専門部会のもとに、さらに事務局として基礎的な各省間の連絡調整が必要となつてまいります場合に、当然やはり市場別、物別の具体的な事例はあがってくるかと存じます。

○和田(耕)委員 そこで、ひとつ具体的に開きした鉄鋼の銅が足りませんが、日本ではいま非鉄金属の銅が足りません。銅の鉱石資源はどうしても確保しなければならぬ。それで、コンゴあたりで投資をして、そうして銅の鉱石を確保するということが現に起こっております。こういう場合に、コンゴの政府と商社が向こうに事業を興す場合には、日本の在外公館はそれに對してどういふ媒介の役割をするのか、簡単にいいですから、その点についてははっきりひとつお知らせいたしたい。

○和田(耕)委員 いろいろの形があると思ひますけれども、要するに現地の政府も相当の責任を持つてその一つの当事者になる。日本の在外公館も、いろいろ程度の差はあつても、その交渉の中に入つてものごとをきめていく、銅の開発問題をきめていく、こういうふうに理解していいですね。

○後藤政府委員 これは輸入の問題だけではない、経済協力的な側面をも含んでおります。同時にまた、海外投資の問題をも含んでおります。海外投資といふ、輸入といふ、経済協力といふ、いずれもこれは相互に非常に密接に関連いたしておる問題でございますが、御指摘のような場合、コンゴの事例は、私資料を持っておりますが、普通こういう発展途上国で一つのプロジェクトが開発されます場合に、いろいろな場合がございます。先方の

○和田(耕)委員 そうなりますと、コンゴにある銅の鉱山を開発するという問題は、日本の政府としても責任の相当部分を負担しておるというふうに理解することができるとすると、かりにコンゴで政策が起る、そしていままでの投資がだめになつてしまふ、こういう場合もあり得るわけですね。いままでもあつたことですから、こういう場合の政府の責任はどういうふうにお考えになっておりますか。

○後藤政府委員 そういった場合に、そういう見

○和田(耕)委員 まあ一つの例を考えてみましたけれども、そういう問題が今後東南アジアの全地域にわたつて、あるいはアフリカの相当地域にわたつて、あるいは南米その他にわたつて起こつてくるといふことになる、いろいろの対外的な紛争といふ問題が出てくる可能性があるわけですね。そういう問題を十分御検討の上でこういう問題を提起して、いまの輸出保険というもののだけこれをカバーしようと思つておられるということですね。

○後藤政府委員 一例として、特に民間サイドに非常に密接な関連があるということではこの輸出保険のうちの海外投資保険という例を申し上げましたが、そのほかにも外交上の折衝による場合がござ

○和田(耕)委員 もう一つの問題は中共貿易の問題なんです。中共貿易の問題も、これはいろいろ問題はあつても、輸入といふ問題との見合いが一番中心の問題ですね。そういう場合に、たとえば現在日本にいろいろの問題が起つております。これはまあたいして大きな問題じゃないけれども、アズキの問題を考えますと、日本の市場は現在非常に麻痺状態になつてゐる。その一番の原因は中共からふだん来ていた輸入が入つていない。むしろ北海道の問題もありまして、そういう場合に日本としては何ら打つ手が無いということがあるんですね。こういう問題をどういうふうにお考えになっておりますか。

○原田政府委員 輸入の問題につきまして、たとえばアズキなどにつきましては、国内の需要が旺盛でありますにもかかわらず、不作であつて供給が間に合いません。したがつて価格が上がりまして、消費者の方々に御迷惑がかかるというやうな場合には、早手回しに外国から輸入をいたしまして、価格の騰貴を抑えるように、ミートするやうに持つていくというのが、輸入政策だけではございませぬ、国内需給政策からも非常に肝心なことではないかと思つております。ただいま御指摘のアズキの場合には、主たる供給ソースが中共に限られております。たとえば去年度アズキが国内においてたいへん不足をいたしました。こういう場合にはなるべく早く輸入の促進をしたいということで、現在輸入の割り当てになつております分を――ふだんは秋に収穫が国内でございまして、そのあくる年の二月ぐらいに輸入の割り当てを行なうといふのが通例でございますが、去年の場合には、こちらの不作といふことで直ちに十一月ごろに輸入の割り当てを実施をいたしました。金額で申し上げますと五百八十二万ドルといふものの割り当てを行なつたわけでございます。さらにことしの二月に入りまして八百九十九万ドルという輸入の割り当てを行ないまして、この双方を合わせますと千

通しの問題に對する政府としての責任もやはりございまして、一般に現在行なわれておりますのは、政府サイドの問題よりもむしろ民間企業がこれに進出をいたしまして、戦争なり内乱なり暴動なり、そういう事態が多に多に損失をこうむる、こういう事態が非常に多いわけでございます。これにつきましまして、一般の輸出と同じやうに、現在一番よく活用されておりますのが輸出保険法におきます海外投資保険の問題でございます。現に、今国会の商工委員会におきまして、本大臣から提案理由を御説明になりましたが、輸出保険法の改正法案、さらに海外投資に對する保険の内容といふものを充実いたしまして、そういったリスクをカバーして、今後とも、海外へ出ていく企業がシユリンクしたり、あるいはそのために徹底的な打撃を受けられないやうに、さらにまたそういうときにはできる限りこれをカバーしてやれるやうに、そういうやうな法案の改正を今国会にお願ひしておるわけでありまして、そのほかにも海外投資に関するいろいろな助成措置といふものをとりまして、今後とも私は、現状におきましても、いろいろな国内的、國際的要請からいって海外投資といふものは促進されるべきものである、かやうに考えております。

○和田(耕)委員 まあ一つの例を考えてみましたけれども、そういう問題が今後東南アジアの全地域にわたつて、あるいはアフリカの相当地域にわたつて、あるいは南米その他にわたつて起こつてくるといふことになる、いろいろの対外的な紛争といふ問題が出てくる可能性があるわけですね。そういう問題を十分御検討の上でこういう問題を提起して、いまの輸出保険というもののだけこれをカバーしようと思つておられるということですね。

○後藤政府委員 一例として、特に民間サイドに非常に密接な関連があるということではこの輸出保険のうちの海外投資保険という例を申し上げましたが、そのほかにも外交上の折衝による場合がござ

○和田(耕)委員 もう一つの問題は中共貿易の問題なんです。中共貿易の問題も、これはいろいろ問題はあつても、輸入といふ問題との見合いが一番中心の問題ですね。そういう場合に、たとえば現在日本にいろいろの問題が起つております。これはまあたいして大きな問題じゃないけれども、アズキの問題を考えますと、日本の市場は現在非常に麻痺状態になつてゐる。その一番の原因は中共からふだん来ていた輸入が入つていない。むしろ北海道の問題もありまして、そういう場合に日本としては何ら打つ手が無いということがあるんですね。こういう問題をどういうふうにお考えになっておりますか。

○原田政府委員 輸入の問題につきまして、たとえばアズキなどにつきましては、国内の需要が旺盛でありますにもかかわらず、不作であつて供給が間に合いません。したがつて価格が上がりまして、消費者の方々に御迷惑がかかるというやうな場合には、早手回しに外国から輸入をいたしまして、価格の騰貴を抑えるように、ミートするやうに持つていくというのが、輸入政策だけではございませぬ、国内需給政策からも非常に肝心なことではないかと思つております。ただいま御指摘のアズキの場合には、主たる供給ソースが中共に限られております。たとえば去年度アズキが国内においてたいへん不足をいたしました。こういう場合にはなるべく早く輸入の促進をしたいということで、現在輸入の割り当てになつております分を――ふだんは秋に収穫が国内でございまして、そのあくる年の二月ぐらいに輸入の割り当てを行なうといふのが通例でございますが、去年の場合には、こちらの不作といふことで直ちに十一月ごろに輸入の割り当てを実施をいたしました。金額で申し上げますと五百八十二万ドルといふものの割り当てを行なつたわけでございます。さらにことしの二月に入りまして八百九十九万ドルという輸入の割り当てを行ないまして、この双方を合わせますと千

通しの問題に對する政府としての責任もやはりございまして、一般に現在行なわれておりますのは、政府サイドの問題よりもむしろ民間企業がこれに進出をいたしまして、戦争なり内乱なり暴動なり、そういう事態が多に多に損失をこうむる、こういう事態が非常に多いわけでございます。これにつきましまして、一般の輸出と同じやうに、現在一番よく活用されておりますのが輸出保険法におきます海外投資保険の問題でございます。現に、今国会の商工委員会におきまして、本大臣から提案理由を御説明になりましたが、輸出保険法の改正法案、さらに海外投資に對する保険の内容といふものを充実いたしまして、そういったリスクをカバーして、今後とも、海外へ出ていく企業がシユリンクしたり、あるいはそのために徹底的な打撃を受けられないやうに、さらにまたそういうときにはできる限りこれをカバーしてやれるやうに、そういうやうな法案の改正を今国会にお願ひしておるわけでありまして、そのほかにも海外投資に関するいろいろな助成措置といふものをとりまして、今後とも私は、現状におきましても、いろいろな国内的、國際的要請からいって海外投資といふものは促進されるべきものである、かやうに考えております。

○和田(耕)委員 まあ一つの例を考えてみましたけれども、そういう問題が今後東南アジアの全地域にわたつて、あるいはアフリカの相当地域にわたつて、あるいは南米その他にわたつて起こつてくるといふことになる、いろいろの対外的な紛争といふ問題が出てくる可能性があるわけですね。そういう問題を十分御検討の上でこういう問題を提起して、いまの輸出保険というもののだけこれをカバーしようと思つておられるということですね。

○後藤政府委員 一例として、特に民間サイドに非常に密接な関連があるということではこの輸出保険のうちの海外投資保険という例を申し上げましたが、そのほかにも外交上の折衝による場合がござ

○和田(耕)委員 もう一つの問題は中共貿易の問題なんです。中共貿易の問題も、これはいろいろ問題はあつても、輸入といふ問題との見合いが一番中心の問題ですね。そういう場合に、たとえば現在日本にいろいろの問題が起つております。これはまあたいして大きな問題じゃないけれども、アズキの問題を考えますと、日本の市場は現在非常に麻痺状態になつてゐる。その一番の原因は中共からふだん来ていた輸入が入つていない。むしろ北海道の問題もありまして、そういう場合に日本としては何ら打つ手が無いということがあるんですね。こういう問題をどういうふうにお考えになっておりますか。

○原田政府委員 輸入の問題につきまして、たとえばアズキなどにつきましては、国内の需要が旺盛でありますにもかかわらず、不作であつて供給が間に合いません。したがつて価格が上がりまして、消費者の方々に御迷惑がかかるというやうな場合には、早手回しに外国から輸入をいたしまして、価格の騰貴を抑えるように、ミートするやうに持つていくというのが、輸入政策だけではございませぬ、国内需給政策からも非常に肝心なことではないかと思つております。ただいま御指摘のアズキの場合には、主たる供給ソースが中共に限られております。たとえば去年度アズキが国内においてたいへん不足をいたしました。こういう場合にはなるべく早く輸入の促進をしたいということで、現在輸入の割り当てになつております分を――ふだんは秋に収穫が国内でございまして、そのあくる年の二月ぐらいに輸入の割り当てを行なうといふのが通例でございますが、去年の場合には、こちらの不作といふことで直ちに十一月ごろに輸入の割り当てを実施をいたしました。金額で申し上げますと五百八十二万ドルといふものの割り当てを行なつたわけでございます。さらにことしの二月に入りまして八百九十九万ドルという輸入の割り当てを行ないまして、この双方を合わせますと千

四百七十二万ドルになりますが、この額は去年の同じころにやりました輸入の割り当ての額の七五%アップでございます。したがって、農林省と御相談をいたしまして、農林省のほうでこのくらいはぜひ入れるべきではなからうかというところで、ふだんの倍とは申しませんが、七割五分アップという非常に大きな輸入の割り当てを実現したわけでございます。これによりまして、こちらのほうの方々は中共から輸入を実施すべくたいへん努力をされたわけでありますが、日本が不作の同じ年中共のほうも不作でございます。そのためになかなか思うように輸入が入ってまいりませんで、いままでのところかなり進捗はしておりませんけれども、国内で不作であつて足りないという程度にはなかなかならないという程度にはなかなかならなかつたわけでございます。そのほかにソースがありますとまた手を打つことも考えられると思ひますが、どうもソースはほとんど一つなものでございまして、このほかに最近におきまして商品取引所あたりを通じますものが、やや投機の対象になったこともございまして非常に騰貴をしております。私もこの際苦慮いたしておりますという現状になっておるわけでございます。

○和田耕委員 現在のアズキの問題については、中共内部の事情がどうなつていくかわかりませんが、南満州の不作ということは一応北海道と関連させて考えられるけれども、中共のアズキの産地は南満州だけではない。山東にも上海の奥地にもある。つまり日本に輸出するぐらいのものは何とかなるだらうと思はれるけれども、日本におけるいろいろな相場その他の問題から見て、向こうが思惑をしておるというような感じも働いてくるわけですね。そういう問題について現在何ら打つ手がないという状態なんですね。そこで、日本の貿易というものはいままで輸出中心でやつてきたのですけれども、輸出を確保するためにも輸入という問題に大きなウェイトを置いて対策をしなければならぬという段階になつておるわけですね。そういうふうな段階において、中共という国

に対してもつと立ち入つて向こう側と話し合えるようないろいろな機関を考へていかなければならぬ段階ではないのか。そうしないといふと、アズキは買いたい、日本の相場はどんどんと天井知らずに上がつていく、しかし向こうでは日本の相場の動きを監視して、あるいは向こうは一本でこちらは何十もの商社が詰めかけておるという状態で、いままでのようなこういうふうな取引の状態をそのまま放置していい段階であるのかどうか。もつと中共の政府と日本の政府あるいはその代行機関なりとの打ち合わせというものができるような状況に踏み込んでいくような段階にきておるのではないかと、中共という問題を考えましたらですね。たとえばいまのコンゴの問題につきましても、向こうの政府と日本政府機関との間に契約したような問題についての不信行為が将来起らないような、そういうふうな単なる商社の取引だけではなく、国と国とのそういう安定した輸入を確保するための措置あるいはそれに必要な機関、こういうものが必要な段階にきておると思ふのですけれども、こういう問題はいろいろにお考へになりますか。

○原田政府委員 御指摘のように中国大陸は人口と広大な土地を持つた、輸出入両面から見ましても、またいづれの国とも貿易を拡大したいというものが国の政策から見てもきわめて大事なことであると思ひます。ただ、まことに残念なことではございまして、現在はその間に十分に意思を交流し合う方法があまり開かれておりません。私もこれまでで得るならば計画的な形のほうへ進んでまいり、その場合には、輸出もふえるが輸入もふえるというようにバランスをもつて進むという形が望ましいのではないかと、このような観点から、私も思ひました。以前には高橋事務所、現在では覚書事務所という形で進むということが、とりあえずの一番の手つとり早い方法ではなからうかということ、この覚書貿易による中共貿易

の拡大というものを念願をしまつた次第でございまして。当初はかなり覚書貿易の比率も高かつたわけでございますが、その後いろいろの事情のために、最近におきましては貿易の中でこの覚書事務所を通じて比率がやや落ちてまいりました。今後、先生御指摘のそういう覚書事務所を通ずるような形の比重がさらに増すことを希望しております。予算的にもこういうところに補助などおいたしまして、現在向こうに行つていらつしやいます覚書事務所の代表の方々の御交渉も成功裏に終了されることを希望している段階でございまして。

○和田耕委員 政府も選挙中に、政府間の何らかの接触が必要な状態になつてきているという言明をいろいろとなすつたことがありますが、これでも、ここで貿易会議という一つの華国的な体制をとるなら進んでいくという段階で、事務当局として何とかそういうふうなものと計画的な安定した取引をするための、単に中共だけではありませぬけれども、特に中共の問題について何かのそういう正式な政府と政府の間の交渉が非常に必要であるというふうにお考へになつておると了解していいですか。

○原田政府委員 わが国の貿易は、輸出はもちろんでございまして、輸入も現在のところ九四%が自由化されておまして、貿易を実行されます主体としては、民間の貿易産業界の方々の御活躍にまつという体制をとつております。しかしながら、御指摘のように、世界の各地には、国によりまして、いろいろの貿易環境の整備、これにつきましては人事の交流、支店の設置といったような問題から、あるいは向こうにおける商活動の保証あるいは租税その他の問題、特許権の問題、あるいはその国における輸入制限の防止、抑圧排除の問題、非常にたくさん問題がございまして。こういう問題につきましては、政府がすべき役割りというものは非常にたくさんあるのではないと思ひますので、国別、産業別、商品別の特性に応じましてお役に立つような、そういう部門における政

府の役割りを一そう推進するということにつとめてまいりたいと思ひます。

○和田耕委員 総務長官、いまの中共貿易の問題、全般の問題いろいろありますけれども、非常に小さい問題でアズキの問題、これは何ともならぬ状態です。日本のアズキの相場は二万円ですが、取引所はともあれはできない。その一番大きな原因は、いままで中共から来ていた二万数千トンのアズキが来ない、来る見込みもてんでわからないという状態が起つておるわけですね。こういうような問題を考えた場合に、つまりそれじゃもうしようがないんだ、中共との貿易は当てにせぬで他のところから買おうとしたらアズキを買うところがない。こういうような問題を考えた場合に、しかも日本の政府全体の方針としては、貿易会議を設けようというものは、日本の輸出を維持するために輸入が必要だという段階にきておるし、あるいは物価の問題も重要な段階にきておるという場合に、こういうようなことを契機にして、中共という特殊な国ですけれども、何か政府間の、L.T貿易でもあるいはそれ以外の問題でも、もつと何かの呼びかけなり、そういうふうな施策が必要な段階にきておるというふうに私は考へるのですけれども、長官、貿易会議にひしきを与えておる、あるいは総理の代役としてどういふふうにお考へになるか。

○山田中国務大臣 絶えずひしき論が出るのです。たとえばこの貿易会議に關係が構成メンバーに入つておる。ところが、ひしきを貸しては、大家さんの私は關係に入つていないのです。そんなおかしな話はないのでして、いづれこれは直したい、当然ひしきを貸した以上大家さんも出席してものを申し上げたい、こう思つておるわけですね。

中共貿易の問題は、いまアズキの問題をとらえてのお話であります。アズキの問題については、商品取引所の監督官庁、通産省、農林省が、もう少し仲買人なり何なり、一般大衆が投機的なことによって迷惑を受けないような措置も行政

上緊急必要なことだと見ております。これは私は所管じやありませんが、見ておるわけです。

一方、中共貿易全体の問題としては、いまのわが国の政府の姿勢が一体どういふ姿勢にあるのかというところは、うちの党でいま中共に行っている古井君自体もどうやらつかみかねて中共に行っているのではないかと思える節もありますけれども、私はいまのところ総理のことばと実際上の実行とはどのような関連性があるのか、そこらのところを二人きりでとかあるいは閣議の秘密会とかというふうな機会にも、全然農林大臣のほうも触れておりませんし、一応総理が国会で答弁された程度のものである。それがいいか悪いかという問題はまたおのずから別の問題であらうと思ひますが、私から日本政府の中共貿易の姿勢にはかくのごとき点においていますぐにでも何かやるべきであるという点に触れるには、ちよつと所管外過ぎる問題でございます。御指摘の点は私も意味はよくわかります。

○和田(耕)委員 私が最後に申し上げたいことは、日本は世界の中の日本として繁栄をしてきた。今後の輸入の問題は資源確保というものが日程に上がってくるというところは、なお世界の中の日本としての姿勢というものが確立してこなければならぬ段階にきているということである。たとえばコンゴに日本の事業が相当投資をする。先ほどの大出君の話では、再び帝国主義的な、向こうで疑問を持たれるようなことになつてはいかない。これはそんなことはないというふうにおっしゃつても、外はそういうふうに見るわけでは日本は絶対必要な資源を確保するために相当多額な投資をする、その投資が非常に危険な状態もあればあり得る、こういう場合に、日本はまた何とかかんとかというふうな、向こうにとつてみればそういう懸念を持つことは非常にあり得ることなんです。ですからそういう意味では、いまの中共の問題とそれに関連してくるのは、日本はあくまでも平和国家というのか、とにかく絶対平和の国なんだというこの姿勢は、こういう時期にいま

までよりもっとも強くいろいろな機会に表明すべきだと私は思うのです。だから、一ころ前にあつたマラッカ海峡を確保するために海軍をふやすとかああいう議論は政府の態度としては全然ないのだ、全く平和な、つまり貿易で食っていく国なんだ、世界の中の日本なんだ、平和なしに生きたらいい国なんだ、そういうふうな姿勢をこいういふ機会に何かの形で繰り返し表明する必要があると私は思うのですけれども、総務長官の御所見をひとつ伺いたい。

○山中国務大臣 日本が戦後平和憲法のもとに侵略をし得ざる国家になりましたことが、案外日本の近隣諸国でも理解されてない節がときどきあるように見受けられます。もつとも安保条約に対する基本的な危機感と申しますか、敵対意識と申しますか、そういうものは別にしまして、日本の自衛力が三次防等によつて計画が定められますと、日本は再び侵略をするのではないかとというふうなことを聞く人が、単に中共関係ばかりではない、いむゆる自由主義圏といわれておるような国々の人からも私聞いたことがあります。そこで日本の憲法では、こういうふうな自衛力以外に出ない、海外に脅威を与えることは不可能なんですよというふうなことを説明してあげまして、やつとああそうですかというふうなことで、ジャーナリストなんかでさえも相当わからない点があります。したがつて、諸外国はみな日本の憲法を知つておるだらうと思つたつて、われわれは自分で韓国の憲法、台湾の憲法ないし中共の憲法をどこまで知つておるかとお問ひしますと、はなはだたよりないようなもので、やはり日本人が自分たちだけであつてにそう思い込んでいても、よその国はなかなかわかつてくれないのだというところは絶えず政治の衝にあるものは考へておかなければならぬことであります。

あるのだというこの理解につとめること、これは私ぜひとも必要だというふうな考へております。お答えになつたかどうか知りませんが、けれども、一応お答えいたします。

○和田(耕)委員 そういうふうな意味で一つの試金石になるのは、中共に対しては政府間のいろいろ話し合ひをしようじやないかというふうな姿勢を出す時期に今日きておるのではないか。こいういうふうなことを出すことによつて、他の諸国のほうも安心してくるというふうなことが起こつてくるのじやないか、こいういうふうな思ひますけれども、いま時間もありませんから、この問題はそういうふうな点を要望しましてやめます。

最後に、大蔵省の国際金融局長さんお見えになつておられますか。――現在、日本は三百億ドル近い、もう三百億ドルをこしてあります。そのくらの貿易規模になつております。この場合の日本の外貨保有量としてどのくらの額が適切であるかという問題について、現在何ぼあつてどれくらいが望ましいかという問題についてお伺ひいたします。

○稲村説明員 ただいまの御質問でございまして、この二月末の外貨準備高を申し上げますと、全部で三十六億三千萬ドルでございまして、それは内訳をいたしましては金及び外貨が三十億一千五百萬ドル、それから国際通貨基金に對しますゴールドトランシュと申しますのが四億八千三百萬ドル、それから例のIMFの特別引き出し権、SDRと申しますのが二月末現在で一億三千二百萬ドルでございまして、これが最近の時点におきますわが国の外貨準備高でございまして。

それでは、一体適正な外貨準備高はどのくらいと考へておるかという御質問でございまして、実はある国の外貨準備高がどのくらいあつたらば適正であるかというところは非常にむづかしい問題でございまして。実は世界的にも定説と申しますものはございせん。大体の感じとしては、その国の国際収支、いわば外貨準備高と申しますのは一種の、貿易及び資本取引全体を含めまして、対外取引のバッファというふうな考へたらいいんじやないかと思ひます。したがひまして、国際収支がどういふふうなフレをするか、つまり、国際収支が赤になつたりあるいは黒になつたり、そういう場合のフレに對しまして、それをどういふふうにして乗り切つていくかということ。それからもう一つは、非常に關係いたしますのは、国内の国際収支の調整過程と申しますか、国内の経済を健全に運営いたしまして、国際収支のアンバランスを直していくというその手段がどの程度有効に働くか、それにはどのくらの時間がかかるかというふうな、こいう問題がありまして、一般論としてはどのくらの適正であるというあれはないのでございまして。最近の西欧先進国などの水準から比べてみますと、ただいまの外貨準備高は総輸入量の約二割五分、二四、五%というところにわが国は当たつておると思ひます。それは決して多いほうではございせん。二年前の二十億ドルを割るというふうな事態に比べますと、やつと何と普通の水準に達したという程度のことであらうかと考へます。

○和田(耕)委員 私はもつとこまかく質問したいと思つておりますけれども、いま本会議の予鈴も鳴つたようですからこゝでとめますけれども、最後に一言。

いまこゝで貿易會議の問題として審議している問題、実は私も考へておる以上に重要な問題を持つておるような感じがするのです。日本の貿易の対外折衝の問題としてもそういう問題をもう一つ真剣に考へてみる必要があるのではないかと。私はこの方向は間違つておると思ひません。正しい一つの方向だと思ひますけれども、それだけにわれわれが考へておる以上に重要な問題を持つておるのではないかとこの点についての質問を保留しまして、こゝで打ち切らしていただきます。

○天野委員長 恩給法等の一部を改正する法律案

を議題といたします。

恩給法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。山中総務長官。

○山中総務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

恩給年額につきましては、恩給審議会の答申の趣旨を尊重し、昭和四十二年までのいわゆる経過措置として昭和四十四年十月に行なわれた恩給増額の増額割合を補正するとともに、昭和四十三年度における消費者物価、公務員給与の上昇を考慮し、本年十月以降、現在の恩給年額の八・七五増の額に増額することとしたそうとするものであります。

その第二点は、遺族、傷病者及び老齢者の恩給の改善であります。

遺族、傷病者及び老齢者の置かれております立場を考慮いたしまして、その恩給について次のような改善措置をいたそうとするものであります。すなわち、その一は、公務扶助料の倍率の改善であります。

旧軍人の公務扶助料の年額を算出する場合における普通扶助料年額に対する割り増し率、いわゆる倍率、四十三・二割ないし二十一・六割を、四十六・一割ないし二十三・〇割に引き上げるとともに、文官の公務扶助料の倍率についてもこれに準じて改善しようとするものであります。

その二は、増加非公死扶助料の倍率の改善であります。

増加恩給を受けている者が公務以外の原因で死亡した場合にその遺族に給される扶助料の倍率

は、公務扶助料の倍率の六割程度となっておりますが、これを、右の公務扶助料の新倍率の七割五分相当の率となるよう改善しようとするものであります。

その三は、特例扶助料の倍率の改善であります。

大東亜戦争以後、内地、朝鮮、台湾等で職務に關連する事由によつて死亡した旧軍人等の遺族に給される特例扶助料の倍率を、増加非公死扶助料の倍率の改善に準じて改めようとするものであります。

その四は、傷病恩給の年額の改善であります。

傷病恩給の年額を、倍率改善による兵の公務扶助料年額の引き上げに準じて改善しようとするものであります。

その五は、老齢者等の恩給年額についての特例であります。

恩給の基礎は職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短期間以上であるものの年額につきましては、普通恩給の年額が九万六千円未満であるときはこれを九万六千円とし、扶助料の年額が四万八千円未満であるときはこれを四万八千円とすることになっておりますが、七十歳以上の者及び扶助料を受ける七十歳未満の妻子については、この九万六千円を十二万円に、四万八千円を六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

その第三点は、琉球政府職員にかかる恩給の基礎俸給の改善であります。

琉球政府職員を退職したことにより恩給を受けている者の恩給年額計算の基礎となる仮定俸給につきましては、本土公務員の恩給との均衡を考慮しまして、その格づけを三号俸引き上げようとするものであります。

その第四点は、南西諸島等において抑留された旧軍人等の在職年に対する加算措置であります。

終戦後、南西諸島、小笠原諸島及び千島列島において抑留された旧軍人、旧軍人または旧軍属の在職年を計算する場合におきましては、海外に

おいて抑留された旧軍人等と同様に、その抑留期間の一月について一月の加算年に準ずる在職年の割り増しをしようとするものであります。

その第五点は、教育職員から文官等に転じた者にかかる勤続加給条件の緩和であります。

教育職員としての勤続在職年が普通恩給についての最短期間以上である場合の恩給年額については、その最短期間をこえる期間についての勤続加給がおりますが、教育職員が教育事務に従事する文官等に転任し、さらに引き続き教育職員となつた場合には、前後の同程度の学校の教育職員としての在職は勤続するものとみなして、この勤続加給を認めようとするものであります。

その第六点は、海外拘禁期間に対する加算措置であります。

日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により海外において拘禁された者の在職年を計算する場合におきましては、海外において抑留された旧軍人等についてのいわゆる抑留加算との均衡を考慮しまして、その拘禁期間の一月について一月の加算年に準ずる在職年の割り増しをしようとするものであります。

その第七点は、旧日本医療団職員期間の通算案件の緩和であります。

旧日本医療団の職員であつた者で戦後医療団の業務が政府へ引き継がれたことに伴つて公務員となつたものの恩給の基礎は職年を計算する場合におきましては、普通恩給についての最短期間以上に達するまでを限度としてその職員期間を通算することとしておりますが、この制限を廃止しようとするものであります。

その第八点は、旧国際電気通信株式会社の社員期間の通算であります。

旧南洋庁の公務員であつた者で、同庁の電気通信業務が昭和十九年五月一日に旧国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴ひ同社の社員となつたものにつきましては、その社員期間を公務員期間に通算しようとするものであります。

右の措置のほか、恩給年額の増額措置に伴いま

して、恩給外の所得による普通恩給の停止に関する基準を改めるとともに、その他の所要の改正をすることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来たる十二日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十四万円」を「二十六万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「百六十八万円」を「百八十二万円」に、「百四十四万円」を「百五十六万円」に、「二百十六万円」を「二百三十四万円」に、「二百八十八万円」を「三百一十二万円」に改める。

別表第二号表中「四三六、〇〇〇円」を「五〇六、〇〇〇円」に、「三三三、〇〇〇円」を「四一〇、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二一四、〇〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に、「一六六、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「一二六、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四六三、〇〇〇円」を「五三七、〇〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四四六、〇〇〇円」に、「三二九、〇〇〇円」を「三

八二、〇〇〇円」に「二七一、〇〇〇円」を「三
一五、〇〇〇円」に「二二七、〇〇〇円」を「二

五二、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退 職 当 時 ノ 俸 給 年 額	率
一、〇〇二、八〇〇円以上ノモノ	二三・〇割
九二二、一〇〇円ヲ超エ、一〇〇二、八〇〇円未満ノモノ	二三・八割
八八一、六〇〇円ヲ超エ、九二二、一〇〇円以下ノモノ	二四・五割
八四九、六〇〇円ヲ超エ、八八一、六〇〇円以下ノモノ	二四・八割
五九四、四〇〇円ヲ超エ、八四九、六〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
五六六、二〇〇円ヲ超エ、五九四、四〇〇円以下ノモノ	二五・五割
五〇九、三〇〇円ヲ超エ、五六六、二〇〇円以下ノモノ	二六・一割
四一四、〇〇〇円ヲ超エ、五〇九、三〇〇円以下ノモノ	二六・九割
三九七、九〇〇円ヲ超エ、四一四、〇〇〇円以下ノモノ	二七・四割
三七七、二〇〇円ヲ超エ、三九七、九〇〇円以下ノモノ	二七・八割
三六〇、六〇〇円ヲ超エ、三七七、二〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
三四九、六〇〇円ヲ超エ、三六〇、六〇〇円以下ノモノ	二九・三割
三〇六、八〇〇円ヲ超エ、三四九、六〇〇円以下ノモノ	二九・八割
二七一、〇〇〇円ヲ超エ、三〇六、八〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
二六二、一〇〇円ヲ超エ、二七一、〇〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
二五四、一〇〇円ヲ超エ、二六二、一〇〇円以下ノモノ	三一・九割
二四八、二〇〇円ヲ超エ、二五四、一〇〇円以下ノモノ	三二・七割
二四二、一〇〇円ヲ超エ、二四八、二〇〇円以下ノモノ	三三・〇割
二二二、六〇〇円ヲ超エ、二四二、一〇〇円以下ノモノ	三三・四割
二二三、三〇〇円ヲ超エ、二二二、六〇〇円以下ノモノ	三四・五割
二二三、三〇〇円以下ノモノ	三五・一割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が一五七、二二五円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ一五七、二二五円(退職当時ノ俸給年額ガ二〇四・五
〇〇円未満ナルトキハ一五七、二二五円ニ二〇四・五〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ
割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

第五号表

退 職 当 時 ノ 俸 給 年 額	率
一、〇〇二、八〇〇円以上ノモノ	一七・三割
九二二、一〇〇円ヲ超エ、一〇〇二、八〇〇円未満ノモノ	一七・八割
八八一、六〇〇円ヲ超エ、九二二、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
八四九、六〇〇円ヲ超エ、八八一、六〇〇円以下ノモノ	一八・二割
五九四、四〇〇円ヲ超エ、八四九、六〇〇円以下ノモノ	一八・八割

五〇九、三〇〇円ヲ超エ、五九四、四〇〇円以下ノモノ	一九・五割
四八三、〇〇〇円ヲ超エ、五〇九、三〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
三九七、九〇〇円ヲ超エ、四八三、〇〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
三七七、二〇〇円ヲ超エ、三九七、九〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
三四九、六〇〇円ヲ超エ、三七七、二〇〇円以下ノモノ	二二・〇割
三二八、〇〇〇円ヲ超エ、三四九、六〇〇円以下ノモノ	二二・四割
三〇六、八〇〇円ヲ超エ、三二八、〇〇〇円以下ノモノ	二二・七割
二九七、〇〇〇円ヲ超エ、三〇六、八〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
二七九、四〇〇円ヲ超エ、二九七、〇〇〇円以下ノモノ	二三・七割
二四八、二〇〇円ヲ超エ、二七九、四〇〇円以下ノモノ	二三・九割
二四二、一〇〇円ヲ超エ、二四八、二〇〇円以下ノモノ	二四・三割
二二二、六〇〇円ヲ超エ、二四二、一〇〇円以下ノモノ	二四・九割
二二三、三〇〇円ヲ超エ、二二二、六〇〇円以下ノモノ	二五・八割
二二三、三〇〇円以下ノモノ	二六・四割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が一五七、九二九円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ一五七、九二九円(退職当時ノ俸給年額ガ二〇四・五
〇〇円未満ナルトキハ一五七、九二九円ニ二〇四・五〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ
割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第百五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第二十四条第八項中「及び前三項」を「並
びに第五項から第七項まで及び附則第二十四条
の三第二項」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一
項を加える。

7 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和二
十年九月二日から引き続き政令で定める地域
にあつた者で、前項に規定する在職期間と同
視すべき在職期間を有するものの旧軍人、旧
準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する
場合においては、当該在職期間の一月につき
一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条の三に次の二項を加える。
2 前項の規定により拘禁前の公務員としての
在職年に加えられることとなる年月数中に海

外において拘禁された期間がある場合(同項た
だし書に規定する場合を除く。)における在職
年の計算については、同項の規定により計算
された在職年に、当該海外において拘禁され
た期間の一月につき一月の月数を加えたもの
による。この場合には、同項ただし書の規定
を準用する。

3 前項の規定により在職年の計算に関して加
えられることとなる年月数は、普通恩給の年
額の計算については、旧軍人、旧準軍人又は
旧軍属にあつては附則第二十四条第四項第三
号に規定する加算年の年月数と、旧軍人以外
の公務員(旧軍属を除く。)にあつては旧勅令
第六十八号第二条第二項に規定する加算年の
年月数とみなす。

附則第二十四条の六及び第二十四条の七中
「第七項」を「第八項」に改める。

附則第二十四条の八第一項中「附則第二十四
条第八項」を「恩給法等の一部を改正する法律
(昭和四十五年法律第 号)による改正前の

附則第二十四条第八項に改める。

附則第二十四条の九を附則第二十四条の十とし、附則第二十四条の八の次に次の一条を加える。

第二十四条の九 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第七項及び第八項の規定、同条第九項の規定（同条第七項及び附則第二十四条の三第二項に係る部分に限る。）若しくは附則第二十四条の三第二項及び第三項の規定の適用によりその在職年が普通恩給に於ける最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十五年十月一日」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十五年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十五年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の八」を「第二十四条の九」に、「第二十四条の九」を「第二十四条の十」に改める。

附則第四十一条第一項ただし書中「ただし」の下に、「昭和四十五年九月三十日までの間は」を加える。

附則第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（旧国際電気通信株式会社の社員期間のある者についての特例）

第四十一条の三 昭和十九年四月三十日において旧南洋庁に勤務していた公務員で、旧南洋庁の電気通信業務が旧国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い、引き続き当該会社の社員（当該会社の職制による社員（準社員を除く。）をいう。以下同じ。）となつたもの（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第百五十一号）第一条第一項に規定する者を除く。）に係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間を加えたものによる。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十五年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「当該最短恩給年限に達することとなるものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「当該最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十五年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十五年十月」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（旧国際電気通信株式会社の社員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について

準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	級	仮定俸給年額
大將		一、五三九、八〇〇円
中將		一、二八八、一〇〇円
少將		一、〇〇二、八〇〇円
大佐		八四九、六〇〇円
中佐		八〇一、一〇〇円
少佐		六三〇、三〇〇円
大尉		五〇九、三〇〇円
中尉		三九七、九〇〇円
少尉		三四九、六〇〇円
准士官		三〇六、八〇〇円
曹長又は上等兵曹		二五四、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹		二四二、一〇〇円
伍長又は二等兵曹		二三二、六〇〇円
兵		二〇四、五〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(中)

率	率	率	率
二・一六割	二・三三割	二・五三割	二・六二割
二・二四割	二・五〇割	二・六九割	二・七九割
二・三二割	二・六七割	二・八六割	二・九六割
二・四〇割	二・八四割	二・九三割	三・〇五割
二・四八割	三・〇一割	三・一〇割	三・一七割
二・五六割	三・一八割	三・二七割	三・三三割
二・六四割	三・三六割	三・四四割	三・四〇割
二・七二割	三・五三割	三・五二割	三・五七割
二・八〇割	三・七〇割	三・六〇割	三・六三割
二・八八割	三・八七割	三・六八割	三・七〇割
二・九六割	四・〇四割	三・七六割	三・七六割
三・〇四割	四・二一割	三・八四割	三・八三割
三・一二割	四・三八割	三・九二割	三・九一割
三・二〇割	四・五五割	四・〇〇割	四・〇〇割
三・二八割	四・七二割	四・〇八割	四・〇八割
三・三六割	四・八九割	四・一六割	四・一六割
三・四四割	五・〇六割	四・二四割	四・二四割
三・五二割	五・二三割	四・三二割	四・三二割
三・六〇割	五・四〇割	四・四〇割	四・四〇割
三・六八割	五・五七割	四・四八割	四・四八割
三・七六割	五・七四割	四・五六割	四・五六割
三・八四割	五・九一割	四・六四割	四・六四割
三・九二割	六・〇八割	四・七二割	四・七二割
四・〇〇割	六・二五割	四・八〇割	四・八〇割
四・〇八割	六・四二割	四・八八割	四・八八割
四・一六割	六・五九割	四・九六割	四・九六割
四・二四割	六・七六割	五・〇四割	五・〇四割
四・三二割	六・九三割	五・一二割	五・一二割
四・四〇割	七・一〇割	五・二〇割	五・二〇割
四・四八割	七・二七割	五・二八割	五・二八割
四・五六割	七・四四割	五・三六割	五・三六割
四・六四割	七・六一割	五・四四割	五・四四割
四・七二割	七・七八割	五・五二割	五・五二割
四・八〇割	八・〇五割	五・六〇割	五・六〇割
四・八八割	八・二二割	五・六八割	五・六八割
四・九六割	八・三九割	五・七六割	五・七六割
五・〇四割	八・五六割	五・八四割	五・八四割
五・一二割	八・七三割	五・九二割	五・九二割
五・二〇割	八・九〇割	六・〇〇割	六・〇〇割
五・二八割	九・〇七割	六・〇八割	六・〇八割
五・三六割	九・二四割	六・一六割	六・一六割
五・四四割	九・四一割	六・二四割	六・二四割
五・五二割	九・五八割	六・三二割	六・三二割
五・六〇割	九・七五割	六・四〇割	六・四〇割
五・六八割	九・九二割	六・四八割	六・四八割
五・七六割	一〇・〇九割	六・五六割	六・五六割
五・八四割	一〇・二六割	六・六四割	六・六四割
五・九二割	一〇・四三割	六・七二割	六・七二割
六・〇〇割	一〇・六〇割	六・八〇割	六・八〇割
六・〇八割	一〇・七七割	六・八八割	六・八八割
六・一六割	一〇・九四割	六・九六割	六・九六割
六・二四割	一一・一一割	七・〇四割	七・〇四割
六・三二割	一一・二八割	七・一二割	七・一二割
六・四〇割	一一・四五割	七・二〇割	七・二〇割
六・四八割	一一・六二割	七・二八割	七・二八割
六・五六割	一一・七九割	七・三六割	七・三六割
六・六四割	一一・九六割	七・四四割	七・四四割
六・七二割	一二・一三割	七・五二割	七・五二割
六・八〇割	一二・三〇割	七・六〇割	七・六〇割
六・八八割	一二・四七割	七・六八割	七・六八割
六・九六割	一二・六四割	七・七六割	七・七六割
七・〇四割	一二・八一割	七・八四割	七・八四割
七・一二割	一二・九八割	七・九二割	七・九二割
七・二〇割	一三・一五割	八・〇〇割	八・〇〇割
七・二八割	一三・三二割	八・〇八割	八・〇八割
七・三六割	一三・四九割	八・一六割	八・一六割
七・四四割	一三・六六割	八・二四割	八・二四割
七・五二割	一三・八三割	八・三二割	八・三二割
七・六〇割	一四・〇〇割	八・四〇割	八・四〇割
七・六八割	一四・一七割	八・四八割	八・四八割
七・七六割	一四・三四割	八・五六割	八・五六割
七・八四割	一四・五一割	八・六四割	八・六四割
七・九二割	一四・六八割	八・七二割	八・七二割
八・〇〇割	一四・八五割	八・八〇割	八・八〇割
八・〇八割	一五・〇二割	八・八八割	八・八八割
八・一六割	一五・一九割	八・九六割	八・九六割
八・二四割	一五・三六割	九・〇四割	九・〇四割
八・三二割	一五・五三割	九・一二割	九・一二割
八・四〇割	一五・七〇割	九・二〇割	九・二〇割
八・四八割	一五・八七割	九・二八割	九・二八割
八・五六割	一六・〇四割	九・三六割	九・三六割
八・六四割	一六・二一割	九・四四割	九・四四割
八・七二割	一六・三八割	九・五二割	九・五二割
八・八〇割	一六・五五割	九・六〇割	九・六〇割
八・八八割	一六・七二割	九・六八割	九・六八割
八・九六割	一六・八九割	九・七六割	九・七六割
九・〇四割	一六・一六割	九・八四割	九・八四割
九・一二割	一六・三三割	九・九二割	九・九二割
九・二〇割	一六・五〇割	一〇・〇〇割	一〇・〇〇割
九・二八割	一六・六七割	一〇・〇八割	一〇・〇八割
九・三六割	一六・八四割	一〇・一六割	一〇・一六割
九・四四割	一七・〇一割	一〇・二四割	一〇・二四割
九・五二割	一七・一八割	一〇・三二割	一〇・三二割
九・六〇割	一七・三五割	一〇・四〇割	一〇・四〇割
九・六八割	一七・五二割	一〇・四八割	一〇・四八割
九・七六割	一七・六九割	一〇・五六割	一〇・五六割
九・八四割	一七・八六割	一〇・六四割	一〇・六四割
九・九二割	一八・〇三割	一〇・七二割	一〇・七二割
一〇・〇〇割	一八・二〇割	一〇・八〇割	一〇・八〇割
一〇・〇八割	一八・三七割	一〇・八八割	一〇・八八割
一〇・一六割	一八・五四割	一〇・九六割	一〇・九六割
一〇・二四割	一八・七一割	一〇・一〇割	一〇・一〇割
一〇・三二割	一八・八八割	一〇・一八割	一〇・一八割
一〇・四〇割	一九・〇五割	一〇・二六割	一〇・二六割
一〇・四八割	一九・二二割	一〇・三四割	一〇・三四割
一〇・五六割	一九・三九割	一〇・四二割	一〇・四二割
一〇・六四割	一九・五六割	一〇・五〇割	一〇・五〇割
一〇・七二割	一九・七三割	一〇・五八割	一〇・五八割
一〇・八〇割	一九・九〇割	一〇・六六割	一〇・六六割
一〇・八八割	二〇・〇七割	一〇・七四割	一〇・七四割
一〇・九六割	二〇・二四割	一〇・八二割	一〇・八二割
一〇・一〇割	二〇・四一割	一〇・九〇割	一〇・九〇割
一〇・一八割	二〇・五八割	一〇・九八割	一〇・九八割
一〇・二六割	二〇・七五割	一一・〇六割	一一・〇六割
一〇・三四割	二〇・九二割	一一・一四割	一一・一四割
一〇・四二割	二一・〇九割	一一・二二割	一一・二二割
一〇・五〇割	二一・二六割	一一・三〇割	一一・三〇割
一〇・五八割	二一・四三割	一一・三八割	一一・三八割
一〇・六六割	二一・六〇割	一一・四六割	一一・四六割
一〇・七四割	二一・七七割	一一・五四割	一一・五四割
一〇・八二割	二一・九四割	一一・六二割	一一・六二割
一〇・九〇割	二二・一〇割	一一・七〇割	一一・七〇割
一〇・九八割	二二・二七割	一一・七八割	一一・七八割
一一・〇六割	二二・四四割	一一・八六割	一一・八六割
一一・一四割	二二・六一割	一一・九四割	一一・九四割
一一・二二割	二二・七八割	一二・〇二割	一二・〇二割
一一・三〇割	二二・九五割	一二・一〇割	一二・一〇割
一一・三八割	二三・一二割	一二・一八割	一二・一八割
一一・四六割	二三・二九割	一二・二六割	一二・二六割
一一・五四割	二三・四六割	一二・三四割	一二・三四割
一一・六二割	二三・六三割	一二・四二割	一二・四二割
一一・七〇割	二三・八〇割	一二・五〇割	一二・五〇割
一一・七八割	二三・九七割	一二・五八割	一二・五八割
一一・八六割	二四・一四割	一二・六六割	一二・六六割
一一・九四割	二四・三一割	一二・七四割	一二・七四割
一二・〇二割	二四・二八割	一二・八二割	一二・八二割
一二・一〇割	二四・四五割	一二・九〇割	一二・九〇割
一二・一八割	二四・六二割	一二・九八割	一二・九八割
一二・二六割	二四・七九割	一三・〇六割	一三・〇六割
一二・三四割	二四・九六割	一三・一四割	一三・一四割
一二・四二割	二五・一三割	一三・二二割	一三・二二割
一二・五〇割	二五・三〇割	一三・三〇割	一三・三〇割
一二・五八割	二五・四七割	一三・三八割	一三・三八割
一二・六六割	二五・六四割	一三・四六割	一三・四六割
一二・七四割	二五・八一割	一三・五四割	一三・五四割
一二・八二割	二五・九八割	一三・六二割	一三・六二割
一二・九〇割	二六・一五割	一三・七〇割	一三・七〇割
一二・九八割	二六・三二割	一三・七八割	一三・七八割
一三・〇六割	二六・四九割	一三・八六割	一三・八六割
一三・一四割	二六・六六割	一三・九四割	一三・九四割
一三・二二割	二六・八三割	一四・〇二割	一四・〇二割
一三・三〇割	二七・〇〇割	一四・一〇割	一四・一〇割
一三・三八割	二七・一七割	一四・一八割	一四・一八割
一三・四六割	二七・三四割	一四・二六割	一四・二六割
一三・五四割	二七・五一割	一四・三四割	一四・三四割
一三・六二割	二七・六八割	一四・四二割	一四・四二割
一三・七〇割	二七・八五割	一四・五〇割	一四・五〇割
一三・七八割	二八・〇二割	一四・五八割	一四・五八割
一三・八六割	二八・一九割	一四・六六割	一四・六六割
一三・九四割	二八・三六割	一四・七四割	一四・七四割
一四・〇二割	二八・五三割	一四・八二割	一四・八二割
一四・一〇割	二八・七〇割	一四・九〇割	一四・九〇割
一四・一八割	二八・八七割	一四・九八割	一四・九八割
一四・二六割	二九・〇四割	一五・〇六割	一五・〇六割
一四・三四割	二九・二一割	一五・一四割	一五・一四割
一四・四二割	二九・三八割	一五・二二割	一五・二二割
一四・五〇割	二九・四五割	一五・三〇割	一五・三〇割
一四・五八割	二九・六二割	一五・三八割	一五・三八割
一四・六六割	二九・七九割	一五・四六割	一五・四六割
一四・七四割	二九・九六割	一五・五四割	一五・五四割
一四・八二割	三〇・一三割	一五・六二割	一五・六二割
一四・九〇割	三〇・三〇割	一五・七〇割	一五・七〇割
一四・九八割	三〇・四七割	一五・七八割	一五・七八割
一五・〇六割	三〇・六四割	一五・八六割	一五・八六割
一五・一四割	三〇・八一割	一五・九四割	一五・九四割
一五・二二割	三〇・九八割	一六・〇二割	一六・〇二割
一五・三〇割	三一・一五割	一六・一〇割	一六・一〇割
一五・三八割	三一・三二割	一六・一八割	一六・一八割
一五・四六割	三一・四九割	一六・二六割	一六・二六割
一五・五四割	三一・六六割	一六・三四割	一六・三四割
一五・六二割	三一・八三割	一六・四二割	一六・四二割
一五・七〇割	三二・〇〇割	一六・五〇割	一六・五〇割
一五・七八割	三二・一七割	一六・五八割	一六・五八割
一五・八六割	三二・三四割	一六・六六割	一六・六六割
一五・九四割	三二・五一割	一六・七四割	一六・七四割
一六・〇二割	三二・六八割	一六・八二割	一六・八二割
一六・一〇割	三二・八五割	一六・九〇割	一六・九〇割
一六・一八割	三三・〇二割	一六・九八割	一六・九八割
一六・二六割	三三・一九割	一七・〇六割	一七・〇六割
一六・三四割	三三・三六割	一七・一四割	一七・一四割
一六・四二割	三三・五三割	一七・二二割	一七・二二割
一六・五〇割	三三・七〇割	一七・三〇割	一七・三〇割
一六・五八割	三三・八七割	一七・三八割	一七・三八割
一六・六六割	三四・〇四割	一七・四六割	一七・四六割
一六・七四割	三四・二一割	一七・五四割	一七・五四割
一六・八二割	三四・三八割	一七・六二割	一七・六二割
一六・九〇割	三四・五五割	一七・七〇割	一七・七〇割
一六・九八割	三四・七二割	一七・七八割	一七・七八割
一七・〇六割	三四・八九割	一七・八六割	一七・八六割
一七・一四割	三五・〇六割	一七・九四割	一七・九四割
一七・二二割	三五・二三割	一八・〇二割	一八・〇二割
一七・三〇割	三五・四〇割	一八・一〇割	一八・一〇割
一七・三八割	三五・五七割	一八・一八割	一八・一八割
一七・四六割	三五・七四割	一八・二六割	一八・二六割
一七・五四割	三五・九一割	一八・三四割	一八・三四割
一七・六二割	三六・〇八割	一八・四二割	一八・四二割
一七・七〇割	三六・二五割	一八・五〇割	一八・五〇割
一七・七八割	三六・四二割	一八・五八割	一八・五八割
一七・八六割	三六・五九割	一八・六六割	一八・六六割
一七・九四割	三六・七六割	一八・七四割	一八・七四割
一八・〇二割	三六・九三割	一八・八二割	一八・八二割
一八・一〇割	三七・一〇割	一八・九〇割	一八・九〇割
一八・一八割	三七・二七割	一八・九八割	一八・九八割
一八・二六割	三七・四四割	一九・〇六割	一九・〇六割
一八・三四割	三七・六一割	一九・一四割	一九・一四割
一八・四二割	三七・七八割	一九・二二割	一九・二二割
一八・五〇割	三七・九五割	一九・三〇割	一九・三〇割
一八・五八割	三八・一二割	一九・三八割	一九・三八割
一八・六六割	三八・二九割	一九・四六割	一九・四六割
一八・七四割	三八・四六割	一九・五四割	一九・五四割
一八・八二割	三八・六三割	一九・六二割	一九・六二割

第一類第一号 内閣委員会議案第三号 昭和

二十五年三月十日

三

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎 となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一四九、四〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、五〇〇円	一六六、九〇〇円
一五七、一〇〇円	一七〇、八〇〇円
一六二、二〇〇円	一七六、四〇〇円
一六五、二〇〇円	一七九、七〇〇円
一七一、〇〇〇円	一八六、〇〇〇円
一七九、三〇〇円	一九五、〇〇〇円
一八八、〇〇〇円	二〇四、五〇〇円
一九六、五〇〇円	二一三、七〇〇円
二〇五、三〇〇円	二二三、三〇〇円
二一三、九〇〇円	二三二、六〇〇円
二二二、六〇〇円	二四二、一〇〇円
二二八、二〇〇円	二四八、二〇〇円
二三三、七〇〇円	二五四、一〇〇円
二四〇、一〇〇円	二六一、一〇〇円
二四九、二〇〇円	二七一、〇〇〇円
二五六、九〇〇円	二七九、四〇〇円
二六四、三〇〇円	二八七、四〇〇円
二七三、一〇〇円	二九七、〇〇〇円
二八二、一〇〇円	三〇六、八〇〇円
二九一、八〇〇円	三一七、三〇〇円
三〇一、六〇〇円	三二八、〇〇〇円
三一三、九〇〇円	三四一、四〇〇円
三二一、五〇〇円	三四九、六〇〇円

三三一、六〇〇円	三六〇、六〇〇円
三四一、三〇〇円	三七一、二〇〇円
三六〇、八〇〇円	三九二、四〇〇円
三六五、九〇〇円	三九七、九〇〇円
三八〇、七〇〇円	四一四、〇〇〇円
四〇〇、五〇〇円	四三五、五〇〇円
四二二、四〇〇円	四五九、四〇〇円
四三三、五〇〇円	四七一、四〇〇円
四四四、一〇〇円	四八三、〇〇〇円
四五九、五〇〇円	四九九、七〇〇円
四六八、三〇〇円	五〇九、三〇〇円
四九四、三〇〇円	五三七、六〇〇円
五〇七、二〇〇円	五五一、六〇〇円
五二〇、六〇〇円	五六六、二〇〇円
五四六、六〇〇円	五九四、四〇〇円
五七二、八〇〇円	六二二、九〇〇円
五七九、六〇〇円	六三〇、三〇〇円
六〇一、二〇〇円	六五三、八〇〇円
六三一、九〇〇円	六八七、二〇〇円
六六二、三〇〇円	七二〇、三〇〇円
六八一、一〇〇円	七四〇、七〇〇円
六九九、五三〇円	七六〇、七〇〇円
七三六、六〇〇円	八〇一、一〇〇円
七七三、八〇〇円	八四一、五〇〇円
七八一、二〇〇円	八四九、六〇〇円
八一〇、七〇〇円	八八一、六〇〇円

附則別表第三

(イ) 秘書官又はその遺族の 恩給		五二九、一〇〇円 六一五、七〇〇円 七二一、六〇〇円 八〇九、六〇〇円 九〇七、〇〇〇円 一、〇〇四、〇〇〇円 一、一〇〇、九〇〇円	五七五、四〇〇円 六六九、六〇〇円 七七五、〇〇〇円 七八〇、四〇〇円 九八六、四〇〇円 一、〇九一、九〇〇円 一、一九七、二〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族の 恩給		一、一三三、三〇〇円 一、三七〇、四〇〇円 一、四二三、二〇〇円 一、五〇一、〇〇〇円 一、五九七、一〇〇円 一、七三〇、四〇〇円 一、八一九、一〇〇円 一、九五二、二〇〇円 二、四四〇、二〇〇円	一、四二八、二〇〇円 一、四九〇、三〇〇円 一、五四七、七〇〇円 一、六三二、三〇〇円 一、七三六、八〇〇円 一、八八一、八〇〇円 一、九七八、三〇〇円 二、一二三、〇〇〇円 二、六五三、七〇〇円

五九一、七〇〇円	六四三、五〇〇円
六六四、五〇〇円	七二二、六〇〇円
七一一、七〇〇円	七七四、〇〇〇円
八〇九、一〇〇円	八七九、九〇〇円
八八〇、一〇〇円	九五七、一〇〇円
八九七、二〇〇円	九七五、七〇〇円
九七一、二〇〇円	一、〇五六、二〇〇円
一、〇八三、四〇〇円	一、一七八、二〇〇円
一、一六三、〇〇〇円	一、二六四、八〇〇円
一、二五九、八〇〇円	一、三七〇、〇〇〇円
一、三六五、五〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
一、四七一、二〇〇円	一、五九九、九〇〇円
一、五七七、五〇〇円	一、七一五、五〇〇円
一、五九七、一〇〇円	一、七三六、八〇〇円
一、七三〇、四〇〇円	一、八八一、八〇〇円
一、八一九、一〇〇円	一、九七八、三〇〇円
一、九五二、二〇〇円	二、一二三、〇〇〇円
二、四四〇、三〇〇円	二、六五三、七〇〇円

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、遺族、傷病者及び老齢者の恩給を改善し、琉球政府職員についての恩給の基礎俸給を引き上げ、並びに教育職員に係る勤続加給条件を緩和することとし、あわせて旧国電電気通信株式会社社員期間を通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十五年三月十六日印刷

昭和四十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局